

平成 2 7 年 6 月 1 2 日

千葉県報第 1 3 0 2 8 号 別冊

平成 2 6 年度

# 行政 監 査 結 果

千葉県 監 査 委 員



# 目 次

第1	監査の概要	
1	行政監査の趣旨	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査対象機関及び実施方法	1
5	監査対象年度	3
6	監査実施時期	3
7	監査の着眼点	3
第2	予備調査の概要と結果	
1	予備調査の概要	4
2	予備調査の結果	4
第3	監査の結果及び意見	
1	稼働率の向上について	13
2	公用車の点検及び整備について	14
3	公用車の適正な更新について	16
4	公用車の保管状況について	16
5	リース車両の導入について	17
6	安全運転管理者の選任について	19
7	安全運転指導について	20
8	事故初動マニュアル等の携帯について	21
9	自家用自動車の公務使用の承認について	22
10	エコカーの導入について	23
第4	おわりに	24
第5	資 料	
1	監査対象機関における公用車の保有及び運行状況一覧	25
2	庁用自動車等の管理及び運転関係職員の服務等に関する要綱	35
3	職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱	43
4	平成26年度千葉県公用車のエコカー導入方針	46



## 第1 監査の概要

### 1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、財務事務に限らず、県の一般行政事務について、その適正かつ効率的な運用を確保するため、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものである。

### 2 監査のテーマ

公用車の使用、管理及び安全対策について

### 3 監査の目的

本県では、公務を迅速かつ効率的に遂行するため、本庁及び出先機関に多数の公用車が配置され、維持管理等に多額な経費を要している。また、公用車による交通事故も、依然として後を絶たない状況である。

このため、公用車について、使用、管理及び安全運転対策の状況等を検証し、今後の事務改善に資することを目的とする。

### 4 監査対象機関及び監査実施方法

全ての機関（公安委員会を除く。）に対して予備調査を実施し、平成25年度における公用車の使用、管理状況等を把握し、その中から保有台数、稼働状況、自家用自動車の使用状況、安全運転への取組状況等を考慮の上、次ページに記載の監査対象60機関を選定し、実地及び書面による職員調査を行った。その結果に基づき、監査委員による書面監査を実施した。

部局名	所属名
知事部局	総務部 管財課、香取地域振興事務所、長生地域振興事務所、 中央県税事務所、千葉西県税事務所、佐倉県税事務所、 自動車税事務所
知事部局	健康福祉部 長生健康福祉センター、安房健康福祉センター、衛生研究所、 市川児童相談所、柏児童相談所、保健医療大学、 野田看護専門学校、東総食肉衛生検査所
知事部局	環境生活部 大気保全課、廃棄物指導課、環境研究センター
知事部局	商工労働部 東金高等技術専門学校
知事部局	農林水産部 千葉農業事務所、東葛飾農業事務所、印旛農業事務所、 海匝農業事務所、山武農業事務所、夷隅農業事務所、 農林総合研究センター、農業大学校、畜産総合研究センター、 中部林業事務所、水産総合研究センター、南部漁港事務所
知事部局	県土整備部 東葛飾土木事務所、柏土木事務所、印旛土木事務所、 香取土木事務所、山武土木事務所、安房土木事務所、 千葉港湾事務所、流山区画整理事務所、柏区画整理事務所、 手賀沼下水道事務所、江戸川下水道事務所
水道局	財務課、千葉水道事務所、船橋水道事務所、市川水道事務所
企業庁	企業総務課、君津工業用水道事務所、臨海管理事務所、 ニュータウン・内陸建設事務所
病院局	循環器病センター、佐原病院
教育委員会	東上総教育事務所、中央博物館、市川工業高等学校、 大網高等学校、茂原樟陽高等学校、市原高等学校、 夷隅特別支援学校、市原特別支援学校

## 5 監査対象年度

平成25年度における公用車の使用、管理等を対象とした。  
ただし、必要に応じ他の年度も対象とした。

## 6 監査実施時期

平成26年8月～平成27年3月（予備調査を含む。）

## 7 監査の着眼点

次の項目を主な着眼点として、監査を実施した。

- (1) 公用車が効率的に使用されているか。
- (2) 公用車の適切な配置や更新がなされているか。
- (3) 公用車の運行管理や保管が適正、効率的に行われているか。
- (4) 公用車の点検や整備等が適正に行われているか。
- (5) 公用車等における安全対策は適正に行われているか。

## 第2 予備調査の概要と結果

### 1 予備調査の概要

監査に先立ち、公用車の保有及び管理状況等を把握するため、次に挙げる要件を調査の基準とし、全ての機関（公安委員会を除く。）に対して、書面による予備調査を実施した。

#### (1) 公用車の定義

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項及び第3項に規定する自動車で、千葉県、千葉県水道局、千葉県企業庁、千葉県病院局及び千葉県教育委員会の所有するものをいう。

#### (2) 調査対象となる公用車

平成25年度中に保有していた車両

## 2 予備調査の結果

### (1) 公用車の保有台数の推移

公用車の保有台数の推移については、表1のとおりであり、平成20年度末の県庁全体の保有台数は1,850台である。それ以降は減少傾向にあり、平成25年度末には1,739台となっており、平成20年度末と比べて100台以上も減少している。

各部局の状況は、知事部局が70台の減、水道局が26台の減、企業庁が12台の減、病院局が2台の減、教育委員会が1台の減であり、病院局及び教育委員会については、表1で表している5年間については、それほど台数に変化がない状況となっている。



表1 公用車の保有台数の推移

(単位：台)

部局名	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
知事部局	1,329	1,321	1,262	1,262	1,260	1,259
水道局	202	199	191	188	177	176
企業庁	66	66	66	55	55	54
病院局	15	15	15	16	14	13
教育委員会	238	238	240	241	238	237
合計	1,850	1,839	1,774	1,762	1,744	1,739

## (2) 公用車の保有状況

公用車の保有状況は、表2のとおりであり、全庁で保有する公用車は合計で1,739台であるが、そのうち、トラクターやコンバイン（農業用）などの使用目的が特定される特殊自動車等計270台については、監査対象から除外した。

この結果、監査対象となる台数は、1,469台であり、乗用自動車が298台（20.3%）、貨物自動車が1,004台（68.3%）、乗合自動車が72台（4.9%）、水防車や給水車などの特種用途自動車が95台（6.5%）となっており、主に荷物などの運搬などに使用される貨物自動車が全体の7割近くを占めている。

また、乗用、貨物共に小型自動車が最も多く、次いで軽自動車、普通自動車の順となっている。

さらに、部局別の保有状況は、保有台数の多い順に農林水産部が383台（26.1%）、次いで県土整備部が293台（19.9%）、健康福祉部が199台（13.5%）となっている。

表2 公用車の保有状況

(単位：台)

部 局 名	普通自動車			小型自動車		軽自動車		特 種 用 途 自 動 車	小 計	そ の 他	合 計	
	乗用	貨物	乗合	乗用	貨物	乗用	貨物					
知 事 部 局	総務部	6	0	0	30	59	11	6	0	112	0	112
	総合企画部	2	0	0	1	1	0	0	0	4	0	4
	防災危機管理部	1	0	1	2	2	1	0	8	15	0	15
	健康福祉部	5	13	1	57	68	54	0	1	199	19	218
	環境生活部	11	0	0	4	10	0	0	2	27	3	30
	商工労働部	1	2	0	3	11	0	0	0	17	8	25
	農林水産部	7	11	2	17	291	7	45	3	383	177	560
	県土整備部	8	17	0	20	191	1	7	49	293	2	295
小 計	41	43	4	134	633	74	58	63	1,050	209	1,259	
水 道 局	2	0	0	3	104	0	53	14	176	0	176	
企 業 庁	2	4	0	10	32	0	2	4	54	0	54	
病 院 局	2	0	0	4	1	2	0	4	13	0	13	
教育委員会	8	8	68	15	48	1	18	10	176	61	237	
合 計	55	55	72	166	818	77	131	95	1,469	270	1,739	

注1) 平成26年3月31日現在

注2) リース車を除く。

### (3) 公用車の稼働状況

公用車の稼働状況については、表3のとおりであり、稼働率が50%以上80%未満の車両が524台(37.0%)と最も多く、次いで30%以上50%未満が288台(20.3%)、80%以上100%未満が235台(16.6%)の順となっている。

全体の平均は53%であり、2日に1回は稼働しているということになる。

また、稼働率30%未満の車両は337台(23.8%)となっている。

表3 公用車の稼働状況

(単位：台、%)

部局名	本庁・出先	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上 100%未満	100%以上	合計	平均 (%)
総務部	本庁	0	0	0	2	6	1	0	9	63
	出先	3	13	15	31	31	5	3	101	43
総合企画部	本庁	0	1	0	0	1	0	0	2	31
	出先	0	0	0	0	1	0	1	2	89
防災危機管理部	本庁	1	0	0	2	3	0	1	7	55
	出先	5	0	2	1	0	0	0	8	11
健康福祉部	本庁	0	2	0	2	1	0	0	5	36
	出先	4	7	7	36	67	49	11	181	66
環境生活部	本庁	2	0	1	3	8	4	2	20	62
	出先	0	1	1	4	1	0	0	7	40
商工労働部	本庁	0	1	1	0	0	0	0	2	24
	出先	5	3	2	3	2	0	0	15	26
農林水産部	本庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出先	11	23	29	77	179	33	5	357	54
県土整備部	本庁	0	0	1	1	0	0	0	2	36
	出先	8	26	29	50	118	50	3	284	55
水道局	本庁	0	0	1	1	3	0	0	5	49
	出先	24	15	13	36	57	22	1	168	48
企業庁	本庁	0	0	1	3	2	0	0	6	42
	出先	5	3	4	15	17	4	0	48	46
病院局	本庁	0	0	1	0	0	0	0	1	26
	出先	2	0	1	0	3	1	4	11	64
教育委員会	本庁	0	0	0	2	5	2	0	9	62
	出先	13	31	19	19	19	64	1	166	51
本庁計		3	4	6	16	29	7	3	68	53
出先計		80	122	122	272	495	228	29	1,348	53
合計		83	126	128	288	524	235	32	1,416	53

注1) 平成25年度中に購入したものは除外している。

注2) 稼働率は、年間稼働日数÷平成25年度開庁日数(244日)とした。

また、休日の稼働を含むため、稼働率が100%を超える場合もある。

注3) 平均稼働率は、台数ごとの単純平均値(%)となっている。

#### (4) 公用車の経過年数

公用車の経過年数については、表4のとおりであり、経過年数別に見ると、多い順に初度登録から10年以上15年未満の車両が353台(24.0%)、次いで15年以上20年未満が291台(19.8%)、7年以上10年未満が226台(15.4%)となっている。

15年以上経過した公用車は407台で、全体の27.7%となっており、さらに、20年以上経過しているものは116台で、全体の7.9%を占めている。

なお、20年以上経過した公用車の保有内訳は、教育委員会が37台と最も多く、次いで県土整備部が31台、農林水産部が26台となっている。

表4 公用車の経過年数

(単位：台)

部局名	本庁 出先	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	合計
総務部	本庁	0	1	0	0	5	3	0	9
	出先	8	18	7	11	29	29	1	103
総合企画部	本庁	0	0	0	1	0	1	0	2
	出先	0	0	0	1	1	0	0	2
防災危機管理部	本庁	1	0	0	3	0	2	1	7
	出先	0	0	0	0	5	3	0	8
健康福祉部	本庁	1	2	0	1	0	1	0	5
	出先	36	40	14	30	33	41	0	194
環境生活部	本庁	2	4	2	3	7	2	0	20
	出先	1	0	0	1	0	3	2	7
商工労働部	本庁	0	0	1	0	0	1	0	2
	出先	0	0	1	2	2	6	4	15
農林水産部	本庁	0	0	0	0	0	0	0	0
	出先	77	68	40	64	85	23	26	383
県土整備部	本庁	0	0	0	0	0	1	1	2
	出先	24	35	29	55	69	49	30	291
水道局	本庁	0	1	0	3	0	1	0	5
	出先	5	5	32	48	42	35	4	171
企業庁	本庁	0	0	0	0	1	4	1	6
	出先	0	0	1	2	7	31	7	48
病院局	本庁	0	0	0	0	0	0	1	1
	出先	3	1	1	0	2	4	1	12
教育委員会	本庁	0	5	0	0	2	2	0	9
	出先	1	15	1	1	63	49	37	167
本庁計		4	13	3	11	15	18	4	68
出先計		155	182	126	215	338	273	112	1,401
合計		159	195	129	226	353	291	116	1,469

注) 平成26年3月31日現在

## (5) 公用車の年間走行距離

公用車の年間走行距離の状況については、表5のとおりであり、年間走行距離1千キロメートル以上5千キロメートル未満が520台(36.7%)と最も多く、次いで5千キロメートル以上1万キロメートル未満が481台(34.0%)、1万キロメートル以上2万キロメートル未満が246台(17.4%)の順となっている。

なお、年間走行距離が2万キロメートル以上の公用車は、41台(3%)であり、健康福祉部が15台、教育委員会が12台、環境生活部が8台、県土整備部が3台、総務部が2台、農林水産部が1台となっている。

また、1台当たりの年間走行距離を比較すると、本庁が10,214キロメートル、出先機関が6,385キロメートルという状況となっている。

表5 公用車の年間走行距離

(単位：台、km)

部局名	本庁 出先	1千km未満	1千km以上 5千km未満	5千km以上 1万km未満	1万km以上 2万km未満	2万km以上 3万km未満	3万km以上	合計	1台当たりの 年間走行距離
総務部	本庁	1	0	3	5	0	0	9	11,720
	出先	7	54	34	4	2	0	101	4,835
総合企画部	本庁	1	0	0	1	0	0	2	6,116
	出先	0	1	1	0	0	0	2	5,705
防災危機管理部	本庁	1	1	3	2	0	0	7	7,871
	出先	5	3	0	0	0	0	8	1,428
健康福祉部	本庁	2	1	2	0	0	0	5	3,926
	出先	6	66	58	36	14	1	181	8,288
環境生活部	本庁	3	1	2	6	6	2	20	16,164
	出先	0	1	4	2	0	0	7	7,673
商工労働部	本庁	0	1	1	0	0	0	2	4,951
	出先	5	6	2	2	0	0	15	3,046
農林水産部	本庁	0	0	0	0	0	0	0	0
	出先	9	86	175	86	1	0	357	7,502
県土整備部	本庁	0	1	1	0	0	0	2	4,093
	出先	17	106	115	43	3	0	284	6,087
水道局	本庁	0	2	3	0	0	0	5	5,084
	出先	36	88	37	7	0	0	168	3,609
企業庁	本庁	0	2	4	0	0	0	6	5,446
	出先	7	25	13	3	0	0	48	4,278
病院局	本庁	0	1	0	0	0	0	1	2,794
	出先	1	5	3	2	0	0	11	5,927
教育委員会	本庁	0	1	2	6	0	0	9	11,097
	出先	27	68	18	41	11	1	166	7,306
本庁計		8	11	21	20	6	2	68	10,214
出先計		120	509	460	226	31	2	1,348	6,385
合計		128	520	481	246	37	4	1,416	6,569

注1) 平成26年3月31日現在

注2) 平成25年度中に購入したものは除外している。

## (6) 公務中における交通事故の発生状況

公務中における交通事故の発生状況は、表6のとおりである。平成20年度以降、公用車、自家用自動車（公務使用の承認を得ているもの）共に増加傾向にあり、平成24年度が最も多く157件、次いで平成25年度が149件となっている。

また、全体の交通事故件数のうち、県側の過失割合が50%以上の事故についても年々増加しており、各年度とも交通事故発生件数の3割以上を占めている。

表6 公務中における交通事故の発生状況

(単位：件)

部局名	種別	平成20年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
知事部局	公用車	38	57	64	71
	自家用自動車	11	9	15	13
水道局	公用車	3	3	1	2
	自家用自動車	0	0	0	0
企業庁	公用車	3	1	1	1
	自家用自動車	0	0	0	0
病院局	公用車	0	0	0	1
	自家用自動車	0	0	0	0
教育委員会	公用車	2	6	12	3
	自家用自動車	46	59	64	58
合計	公用車	46	67	78	78
	自家用自動車	57	68	79	71
	合計	103	135	157	149
	過失割合50%以上の事故	32	54	55	57

注1) 事故報告のあった件数

注2) 表中の自家用自動車は、公務使用の承認を得ているものである。

### (7) 自家用自動車の公務使用

公用車及び自家用自動車での旅行命令の割合は、表7のとおりであり、公用車での旅行命令が237,580件(56.6%)、自家用自動車での旅行命令が182,380件(43.4%)という状況であった。

自家用自動車での旅行命令件数は、教育委員会の出先機関が128,532件と最も多く、県立学校については、農業科などの実習用車両を除いて、事務職員が使用する公用車が配置されていないなどの理由が考えられる。

また、自家用自動車の旅行命令が公用車の旅行命令を上回っているのは、防災危機管理部の出先機関、商工労働部の出先機関、出納局、教育委員会の出先機関、行政委員会・委員となっている。

表7 公用車及び自家用自動車の旅行命令状況

(単位：件)

部局名	本庁 出先機関	公用車	自家用自動車	合 計
総務部	本庁	3,583	606	4,189
	出先	17,422	2,691	20,113
総合企画部	本庁	874	449	1,323
	出先	223	110	333
防災危機管理部	本庁	1,603	248	1,851
	出先	195	253	448
健康福祉部	本庁	1,150	892	2,042
	出先	47,306	20,378	67,684
環境生活部	本庁	6,846	1,096	7,942
	出先	1,195	202	1,397
商工労働部	本庁	905	533	1,438
	出先	945	1,669	2,614
農林水産部	本庁	3,104	2,553	5,657
	出先	60,807	9,066	69,873
県土整備部	本庁	2,059	1,592	3,651
	出先	40,564	3,927	44,491
出納局	本庁	3	240	243
水道局	本庁	965	85	1,050
	出先	26,051	189	26,240
企業庁	本庁	885	277	1,162
	出先	6,771	1,007	7,778
病院局	本庁	162	102	264
	出先	3,366	2,168	5,534
議会事務局	本庁	354	11	365
教育委員会	本庁	3,301	3,295	6,596
	出先	6,769	128,532	135,301
行政委員会・委員	本庁	172	209	381
合 計		237,580	182,380	419,960

注1) 平成25年4月1日～平成26年3月31日

注2) 表中の自家用自動車は、公務使用の承認を得ているものである。

## (8) 任意保険について

本県でも公用車における交通事故に対応するため、一部の車両を除き、自動車損害賠償責任保険のほかに任意保険に加入している。各部局の公用車を管理する部署において、保険会社を決定し、一括で任意保険の加入を行っている。

補償額については表8のとおりであり、対人賠償は病院局以外が1,000万円、病院局が無制限となっており、また、対物賠償は全部局で100万円となっている。

平成25年度の保険料は、表9のとおり全庁で1,244万余円となっており、保険の適用金額は平成27年2月1日現在で740万余円という状況となっている。

また、保険の適用件数は、平成25年度に発生した公用車における交通事故78件のうち、29件(37.2%)である。

表8 補償額の一覧

(単位：円)

部局名	対人賠償	対物賠償
知事部局及び教育委員会	10,000,000	1,000,000
水道局	10,000,000	1,000,000
企業庁	10,000,000	1,000,000
病院局	無制限	1,000,000

注) 補償期間 平成25年9月1日～平成26年9月1日

表9 平成25年度の交通事故における任意保険の適用状況

(単位：円、件)

部局名	保険料	保険適用件数	保険適用金額
知事部局及び教育委員会	9,965,570	26	6,674,195
水道局	1,767,310	1	548,994
企業庁	532,890	1	76,774
病院局	180,910	1	102,980
合計	12,446,680	29	7,402,943

注1) 平成27年2月1日現在

注2) 公用車の事故に限る。

注3) 保険適用金額は、対物賠償における免責額（自己負担額）3万円を含まない。

**(9) エコカーの導入状況**

本県が保有するエコカーの台数は、平成24年度末が196台、平成25年度末が244台となっており、環境性能に優れた低公害車の導入が進んでいることがうかがえる。(リース車含む。)



### 第3 監査の結果及び意見

予備調査の結果を基に、効率的な使用（稼働率）、適切な配置や更新、安全対策の取組、自家用自動車の使用状況等を考慮の上、60機関を抽出し、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から監査を実施した。

その結果、今後は以下の意見に留意し、効率的、効果的な公用車の使用、管理等に努められたい。

#### 1 稼働率の向上について

稼働率の低い理由について調査したところ、作業資材や荷物の運搬、災害対応など「特定の業務目的の車両のため」とするものが最も多かった。次いで「車両が老朽化しているため」、「マニュアル車等で運転操作がしにくいため」、「特に理由はない」の順となっている。

そのような稼働率が50%未満の車両の今後の有効活用について、表10のとおり「検討している」が12機関、「検討していない」が41機関であった。

検討内容は、「廃車や減車の検討」、「稼働率の良い車両との使用機会の均等を図る」、「航続距離などの問題により天然ガス車の配置を変更」等であった。一方、検討していない理由は、「業務上必要なため」や「災害等の突発的なことに対応するため」など、万が一の備えとして必要であるとするものが多かった。

水防車や給水車などの特種車両については、災害等の対応のために業務上不可欠であるが、それ以外の車両については、必要性について十分な検証がなされていない状況が見受けられる。

過去数年に渡り稼働率が低い車両については、個々にその必要性を検証し、その結果、業務に支障がないと判断される公用車については、不足している機関への保管換え又は売却、廃車などを検討されたい。

表 10 今後の有効活用

(単位：機関)

	機関数
検討している	12
検討していない	41
稼働率が50%未満の車両を保有していない	7
合 計	60

一方で、監査対象60機関のうち、「公用車が不足している」と回答した機関が11機関あり、レンタカー、タクシー、自家用自動車等を利用して対応していた。

公用車の稼働率や配置の不均衡については、個々の機関だけでは対応が困難なことも多く、総務部管財課などの公用車の運営指導を行う部署（以下、「運営指導部門」という。）にあっては、全庁的な公用車の保有状況、稼働率などを的確に把握し、公用車の更なる有効活用に努められたい。

なお、「庁用自動車等の管理及び運転関係職員の服務等に関する要綱」（知事部局における要綱名。以下、他部局での同種の要綱も含めて「管理等要綱」と総称する。）で公用車の貸付けが認められているが、十分に活用されていない状況が見受けられる。よって、実情を精査し、必要に応じて見直しを検討されたい。

## 2 公用車の点検及び整備について

点検及び整備について、道路運送車両法第47条では、自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じて整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならないと定めている。

日常点検については、同法第47条の2により自動車の使用者に対し、自動車の日常点検義務を課しており、自動車の走行距離、運行時の状況等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定められた技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならないと定めている。

定期点検についても、同法第48条により定められており、自動車の種別、用途等に応じて、それぞれ定められた時期に自動車を点検しなければならないとされている。

また、管理等要綱第10条で良好な状態でその機能が十分発揮できるよう常に

整備し、効率的な使用をするように努めなければならない、自動車等管理者（原則として所属長）は、車両台帳を常に整備することとされており、管理等要綱第14条では、日常点検及び定期点検整備を行った場合、運行管理者（原則として所属長）は日常点検表や点検整備記録を記録することとされている。

公用車の定期点検・日常点検の実施状況は、表11のとおりである。監査対象で公用車を保有している58機関のうち、全ての車両について定期点検を実施し、なおかつ、日常点検を実施している機関は19機関のみであった。

実施していない理由については、「予算措置がなされていなかった」、「点検を失念していた」、「毎年車検を実施しているため」、「特に異常箇所がないため」などという回答が多かった。さらに、日常点検を実施していても、記録を残していない機関もあったことから関係法令や管理等要綱に対する認識が徹底していない状況が見受けられた。

初度登録から20年以上経過している車両や年間走行距離が2万キロメートル以上の車両も数多くある中で、各機関においては点検、整備の重要性を再認識し、法令、要綱に沿った適正な点検を実施されたい。

なお、農林水産部では、平成25年12月6日付けで農林水産政策課長から「公用車の法定点検について（通知）」により、法定点検を実施するよう、部内所属長あてに通知し、法令遵守の徹底を図っていた。

この通知を受け、改めて定期点検を実施したという機関が複数あったことから、一定の効果があつたと考えられる。

表11 定期点検・日常点検実施状況

(単位：機関)

	日常点検を 実施している	日常点検を 実施していない	合 計
全ての車両について定期点検を実施している	19	5	24
一部の車両について定期点検を実施している	13	3	16
全ての車両について定期点検を実施していない	15	3	18
車両を保有していない	—	—	2
合 計			60

次に、公用車の使用及び管理に関する帳簿については、管理等要綱などで様式が定められている。

実地による職員調査を行った27機関のうち、必要となる帳簿が全て整っていたのは5機関のみであり、燃料を管理する「庁用自動車等燃料伝票」、「庁用自動車等燃料簿」や定期点検の実施を記録する「点検整備記録簿（定期点検記録簿）」が未作成な機関が多く見受けられた。公用車を管理する上で必要な帳簿類については、車両の種別によって定期点検の時期が異なることなども踏まえ、適正に作成されたい。

なお、「庁用自動車等燃料伝票」等、一部実情とかい離している様式類が見受けられることから、運営指導部門においては管理等要綱の見直しを検討されたい。

### 3 公用車の適正な更新について

公用車の更新に関し、何らかの計画を策定している機関は、監査対象で公用車を保有している58機関のうち9機関であった。その他の機関については、「予算要求時に公用車に関する資料を作成している」又は「作成していない」という状況であった。

更新計画の内容の一例は、次のとおりである。取得年月日、耐用年数、年度末経過年数、年度末走行距離、修理記録、次回車検日、更新予定年度、使用の状況、今後の必要性などが記載されており、車両についての情報が網羅されている。さらに、車両（その他の備品を含む。）の必要性の順位付けをしている機関もあった。

更新の時期について、各機関では「10年かつ10キロメートルを超過している」を目安としているところが多く、その他故障の頻度、予算の状況などを考慮している状況であった。

適正な車両の更新は交通事故防止につながり、また、老朽化による故障によって発生する不要な支出を防ぐものである。また、公用車を管理する上で車検時期や修理記録などの、各車両の点検整備に関する情報の把握は有用であり、全ての機関において適切な更新計画の作成が望まれる。

### 4 公用車の保管状況について

公用車は、ほとんどの機関でシャッター付きの車庫内に保管されていた。しかし、公用車を多く保有している場合や合同庁舎など車庫に割り振りが決められている場合などは、一部の車両を屋外の駐車場所に保管している機関も見られた。また、

シャッター付きの車庫はあるものの、海の近くに立地しているため、塩害でシャッターの開閉が出来ない状態にあり、公用車にも塩害の被害が及んでいて修理等の対応に苦慮している機関もあった。さらに、近年、ゲリラ豪雨などの異常気象が全国各地で多発し、被害も大規模化しており、平成25年度には本県でも公用車が水没する被害を受けた機関も存在した。

車両を屋外の駐車場所に保管している機関では、正門に施錠するなどの対応は図られているが、屋外に止めていた複数の公用車のタイヤがパンクさせられるという器物破損事件も発生していることから、防犯対策を徹底するよう留意されたい。

次に、公用車の鍵の管理状況は、表12のとおりである。監査対象で公用車を保有している58機関のうち、「一括管理している」が40機関、「担当部署ごとに管理している」が18機関という状況であった。

主な保管場所は、「事務所内のキーボックス」が最も多く、その他「担当部署の机の中、ロッカー」、「壁や事務机に掛けている」、「運転職員室に保管」等であった。

また、危機管理の一環で、勤務時間外は金庫内に保管している機関も複数見られた。

公用車の不正使用の防止、運行状況を把握する上では、一括管理することが望ましいが、業務の性質上、やむを得ず担当部署ごとに保管している機関では、不正使用・盗難防止等により一層留意されたい。

表12 公用車の鍵の管理状況 (単位：機関)

	機関数
一括管理している	40
担当部署ごとに管理している	18
公用車を保有していない	2
合計	60

## 5 リース車両の導入について

リース車両を導入している機関は、監査対象60機関のうち5機関であった。

リース車両を導入した理由は、「経費の平準化」、「業務削減のため」等であった。

また、現時点では導入していないが、「維持管理に係る費用など経費削減や管理に

要する業務量の削減のため」という理由から、リース車両の導入を検討している機関が2機関あった。

総務部管財課が保有する貸付車（リース車）の稼働状況は、表13のとおりであり、稼働率の平均は74%と高い稼働率となっている。

予備調査の結果によると、初度登録から10年以上経過している車両は760台であり、全体の52%を占めている。また、そのうち、稼働率50%未満の車両は465台となっており、6割を超えている。

どの機関も経過年数の長い公用車については、頻繁に故障するなどして修理費や車検費用が多額となって対応に苦慮している状況にあり、また、運転する職員にとっては、カーナビゲーションも搭載されておらず、古い型式で操作しづらいことから使用が敬遠されているとの回答もあった。

リース車両については、リース契約に車検、定期点検整備、自動車保険等を含むことも可能であり、車両を維持管理するための事務作業の軽減につながる。また、安全性の確保や所属の実情に合った車両が導入できるなどの利点がある。

一方で、契約期間内は中途解約出来ない（解約金が必要となる。）ため、購入と比較すると総額は割高になる等のデメリットも指摘されている。

今回の監査対象60機関のうち、リース車両を導入していたのは5機関のみであったが、上記に記載したようなメリット・デメリットを総合的に勘案し、車両の更新に当たっては、リース車両の導入を含めて検討されたい。

表13 貸付車（リース車）の稼働状況 (単位：日、%)

車 両	年間稼働日数	稼働率
A	219	90
B	201	82
C	210	86
D	197	81
E	198	81
F	47	19
G	206	84
H	193	79
I	190	78
J	138	57
K	174	71
L	176	72
M	163	67
N	33	14
O	220	90
P	218	89
Q	213	87
R	30	74
S	38	93
T	177	87
U	174	86
V	87	71
平均	159	74

注) 年度途中で契約が切れた車両を含む。

## 6 安全運転管理者の選任について

道路交通法（以下「道交法」という。）第74条の3第1項並びに同法施行規則第9条の8第1項及び第3項の規定によれば、各機関に配置されている自動車の台数が、乗車定員11人以上の自動車にあっては1台以上、その他の自動車にあっては5台（自動二輪車の場合、1台を0.5台として計算）以上である場合、その機関は自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任しなければならないと

されている。

なお、安全運転管理者の選任については、管理等要綱第7条第1項及び平成21年4月1日付け管財第89号「庁用自動車等の管理及び運転関係職員の服務等に関する要綱の一部改正について（通知）」により、本庁にあっては課長又は副課長、出先機関にあってはかい長又は次長相当職をもって充てることとなっている。

安全運転管理者の選任状況は、表14のとおりである。安全運転管理者を選任する条件を満たしていた46機関のうち、「選任した」が41機関、「選任しなかった」が5機関であった。

安全運転管理者は、運転者の適正等の把握、点呼による安全運転の指示、安全運転指導など交通事故を防止する上で重責を担っており、法令で選任が義務付けられていることから、対象となる機関においては確実に選任されたい。

なお、上記でも述べたように使用の本拠地ごとに選任しなければならないとされていることから、本所と住所地が異なる支所についても、法令で規定されている台数を保有している場合は選任する必要があることに留意されたい。

さらに、運営指導部門においては、「安全運転管理者制度」についての周知・徹底を図られたい。

表14 安全運転管理者の選任状況 (単位：機関)

	機関数
安全運転管理者を選任した	41
安全運転管理者を選任しなかった	5
選任する条件を満たしていなかった	14
合計	60

## 7 安全運転指導について

安全運転管理者は、道交法第74条の3第2項、第3項及び第8項の規定により、交通安全教育をはじめとする自動車の安全運転を確保する責務がある。具体的には、運転者の適性、技能、知識などの把握、交通規則に違反する運転防止のための運行計画の作成、自動車点検の実施及び飲酒、過労、病気など正常な運転ができないおそれの有無の確認、運転状況把握のために日誌を備えること、安全運転のために



運転者に対する指導を行うことなどが挙げられる。

また、上記で記載した業務のほかに、公安委員会による交通安全教育を受けた上で、運転者に対して交通安全教育を行うこととされており、公用車を運転する職員に対して、職場内研修を行うことが求められる。

しかしながら、外部講師を招くなどして交通安全等に特化した研修会を実施したのは7機関のみであり、その他、特別な研修会等は実施せず、資料の回覧や会議での注意喚起を行ったという機関が多く見受けられた。

また、日程調整が困難、業務が多忙、運転職員が限られているなどの理由から安全運転教育を行っていない機関も多数見られた。

本県は全国的に見ても交通事故発生件数が多く、公用車使用時の交通事故も増加傾向にあることから、安全運転管理者の責務の一つである交通安全教育として、交通安全等に特化した実効性のある研修会を実施することが望まれる。

また、一度に全員揃っての研修会が難しい機関については、研修会を数回に分けるなどして、所属職員全員に安全運転に関する技能・知識等について指導を確実に行うよう努められたい。

## 8 事故初動マニュアル等の携帯について

事故初動マニュアル等の携帯状況は、表15のとおりである。いつ、どこで交通事故に遭遇するか分からないということで、「管財課が作成した事故初動マニュアルを携帯している」が48機関、「独自にマニュアルを作成し、携帯している」が6機関、「管財課が作成した事故初動マニュアル及び独自に作成したマニュアルを携帯している」が2機関とほとんどの機関で携帯している状況であった。

また、事故初動マニュアル等の携帯以外にも「アルコールチェッカーの導入」など、独自に安全対策を取っている機関も複数見られた。

今後も、各機関においては、交通事故などのリスク管理の意識を持ち、適切な対応が図られるよう努められたい。

表 15 事故初動マニュアル等の携帯状況

(単位：機関)

	機関数
管財課作成の事故初動マニュアルを携帯している	48
独自にマニュアルを作成し、携帯している	6
管財課作成の事故初動マニュアル及び独自に作成したマニュアルを携帯している	2
携帯していない	2
公用車を保有していない	2
合 計	60

## 9 自家用自動車の公務使用の承認について

自家用自動車の公務使用については、「職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」（知事部局における要綱名。以下、他部局での同種の要綱も含めて「取扱要綱」と総称する。）で認められており、監査対象のほとんどの機関で自家用自動車が公務に使用されている状況であった。

取扱要綱では、承認基準が定められており、庁用自動車等の使用が困難な場合で（1）用務先が複数の地域にわたる場合（2）交通不便な地域である場合（3）緊急に業務を処理する必要がある場合（4）その他旅行命令権者がやむを得ないと認める場合のいずれかに該当するときとされている。また、公務に自家用自動車を使用する場合、使用者はその都度、旅行命令権者に申し出るものとされており、職員から申請があった場合は、上記の使用承認基準等に基づき、承認するものとされている。

自家用自動車を公務に使用している機関のほとんどは、自家用自動車を使用する際にその理由について口頭などで確認していたが、一部の機関では、「日常的に使用している」、「突発的な出張」などの理由から、確認がなされていない状況であった。

自家用自動車の公務使用は例外的な措置であり、また、交通事故発生時の責任の所在が不明確になるおそれがあることなどから、取扱要綱に基づく適正な手続を行った上で、自家用自動車を公務に使用するよう努められたい。

なお、本県の取扱要綱は平成13年に制定され、平成15年に一部改正されている。また、多くの自治体で自家用自動車の公務使用に関する要綱が定められているところであるが、承認基準、承認手続などそれぞれ異なっている状況が見受けられる。

自家用自動車の公務使用が自動車を利用した出張の中で大きな割合を占めてきていることから、職員の安全運転管理の一層の向上のためにも、他団体の動向も踏まえ、必要に応じて適切な見直しに努められたい。

## 10 エコカーの導入について

本県では、良好な大気環境を確保するため、大気汚染物質に関する発生源対策の検討を進めるとともに、自動車による大気汚染物質の排出を削減するためエコカー・エコドライブの普及などを促進している。

また、九都県市における取組として平成8年3月から実施している「九都県市低公害車指定指針」により、低公害車の普及拡大を図るため、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車を指定し、九都県市が率先して公用車に導入していくとともに、低公害な自動車の導入を一般に広く推奨している。

そこで、本県でも毎年度、公用車のエコカー導入方針を定め、より環境に優しい低公害車の調達に努めているところであり、平成26年3月31日現在のエコカーの保有台数は244台となっている。

これに加えて、従来の低公害車に比べ、二酸化炭素や大気汚染物質の排出低減など、より環境性能に優れているとされる電気自動車について、その普及拡大を図るため、平成26年度には公用車で2台導入したところである。

二酸化炭素や大気汚染物質の排出の低減を図るため、環境性能に優れた低公害車の普及を促進することは重要であると考え。しかしながら、その一方で、現状では航続距離や充電等の利便性、故障時に多額の修理費がかかるなどの理由から、十分に活用されていない状況も見受けられる。今後の導入に当たっては、配置場所や業務内容等を踏まえて、より効果的なものとなるよう進められたい。

#### 第4 おわりに

今回、「公用車の使用、管理及び安全対策について」をテーマに行政監査を実施した結果、公用車の稼働率、配置状況、安全運転管理などについて課題が見受けられたことから、「第3 監査の結果及び意見」において個々に意見等を述べてきたところである。

今後、定期監査等においてフォローアップを行うこととしており、関係機関においては、今回の監査の結果及び意見を参考として、一層の改善に努められたい。

監査対象機関における公用車の保有及び運行状況一覧

NO	部局名	所属名	種別	用途	初度登録	稼働日数 (日)	稼働率 (%)	年間走行距離 (km)	初度登録からの 総走行距離 (km)
1	総務部	管財課	小型	乗用	1407	178	73	16,367	79,931
		管財課	小型	乗用	1305	197	81	19,613	108,421
		管財課	小型	乗用	1001	160	66	13,325	183,795
		管財課	小型	乗用	0907	170	70	15,898	199,111
		管財課	小型	乗用	1105	147	60	8,945	135,495
		管財課	小型	乗用	1408	170	70	13,338	82,330
2		香取地域振興事務所	小型	乗用	1305	72	30	7,060	84,041
		香取地域振興事務所	小型	貨物	0909	94	39	5,824	108,281
		香取地域振興事務所	小型	乗用	1401	125	51	7,618	121,009
		香取地域振興事務所	小型	貨物	1409	105	43	5,703	105,628
		香取地域振興事務所	普通	乗用	1506	229	94	20,859	211,995
3		長生地域振興事務所	小型	乗用	1906	54	22	1,158	23,353
		長生地域振興事務所	小型	貨物	1006	80	33	3,870	70,373
		長生地域振興事務所	小型	貨物	1501	33	14	1,657	38,296
		長生地域振興事務所	小型	乗用	1401	122	50	4,241	74,427
		長生地域振興事務所	小型	貨物	1906	222	91	11,594	83,645
4		中央県税事務所	小型	貨物	2007	244	100	5,648	32,514
		中央県税事務所	小型	貨物	0811	91	37	1,590	64,876
		中央県税事務所	小型	乗用	1011	117	48	1,653	57,305
		中央県税事務所	軽	乗用	0612	37	15	649	70,432
5		千葉西県税事務所	軽	貨物	1405	113	46	3,701	58,581
		千葉西県税事務所	小型	貨物	2107	84	34	2,655	14,459
		千葉西県税事務所	小型	貨物	2302	132	54	3,945	10,550
		千葉西県税事務所	小型	貨物	2210	101	41	4,845	12,917
6		佐倉県税事務所	小型	貨物	2107	112	46	5,252	28,364
		佐倉県税事務所	小型	乗用	2009	153	63	7,401	41,559
		佐倉県税事務所	小型	貨物	2201	113	46	8,189	30,839
		佐倉県税事務所	軽	貨物	1106	128	52	4,168	95,656
		佐倉県税事務所	軽	貨物	1103	0	0	0	38,172
7		自動車税事務所	小型	貨物	2107	77	32	1,986	12,055
8	健康福祉部	長生健康福祉センター	小型	乗用	2012	111	45	4,154	29,319
		長生健康福祉センター	軽	乗用	0905	203	83	6,074	98,323
		長生健康福祉センター	軽	乗用	1010	208	85	7,757	101,557
		長生健康福祉センター	小型	貨物	1208	131	54	4,549	69,709
		長生健康福祉センター	小型	貨物	1806	178	73	7,350	60,615
		長生健康福祉センター	小型	貨物	2201	169	69	5,235	23,488
		長生健康福祉センター	小型	貨物	2201	195	80	11,220	48,341
		長生健康福祉センター	小型	貨物	2307	169	69	6,381	19,536
9		長生健康福祉センター	普通	貨物	2401	214	88	15,377	32,505
		安房健康福祉センター	小型	貨物	1009	132	54	5,600	114,562
		安房健康福祉センター	軽	乗用	1303	117	48	11,504	139,031
		安房健康福祉センター	普通	貨物	1608	210	86	8,865	96,475
		安房健康福祉センター	小型	乗用	2003	162	66	10,355	70,771
		安房健康福祉センター	小型	貨物	2201	172	70	7,008	31,521
		安房健康福祉センター	小型	貨物	2201	178	73	13,020	44,322
		安房健康福祉センター	軽	乗用	2201	212	87	10,095	41,548
		安房健康福祉センター	軽	乗用	2407	217	89	6,869	16,069
		安房健康福祉センター	軽	乗用	2506	170	70	8,345	8,345
		安房健康福祉センター	軽	乗用	0905	208	85	8,156	144,224
		安房健康福祉センター	小型	貨物	1006	118	48	6,467	101,554
		安房健康福祉センター	普通	貨物	1901	185	76	8,336	76,279
		安房健康福祉センター	軽	乗用	2407	184	75	6,896	13,533
10		衛生研究所	小型	乗用	2505	105	43	8,628	8,628
		衛生研究所	小型	貨物	0805	38	16	1,121	49,941
11		市川児童相談所	小型	乗用	1306	204	84	22,822	247,200
		市川児童相談所	軽	乗用	1405	188	77	16,222	131,594
		市川児童相談所	軽	乗用	1405	213	87	16,092	134,569
		市川児童相談所	小型	乗用	2108	234	96	33,885	138,838
		市川児童相談所	軽	乗用	2202	201	82	10,683	42,433
		市川児童相談所	小型	乗用	2602	19	8	2,869	2,869
12		柏児童相談所	小型	乗用	0708	207	85	19,240	177,160
		柏児童相談所	軽	乗用	1405	235	96	10,707	125,137
		柏児童相談所	小型	乗用	1505	215	88	10,712	116,028
		柏児童相談所	小型	乗用	1605	220	90	18,784	170,775
		柏児童相談所	小型	乗用	2108	243	100	23,656	100,460
		柏児童相談所	小型	乗用	2602	16	7	1,190	1,190
13		保健医療大学	普通	乗用	0811	25	10	531	38,151
14		野田看護専門学校	小型	貨物	0802	10	4	100	27,658
15		東総食肉衛生検査所	小型	乗用	1402	159	65	4,839	52,179
		東総食肉衛生検査所	小型	貨物	1805	204	84	2,615	35,762
		東総食肉衛生検査所	小型	貨物	1908	72	30	1,561	24,025
		東総食肉衛生検査所	小型	貨物	2201	63	26	2,143	13,177

監査対象機関における公用車の保有及び運行状況一覧

NO	部局名	所属名	種別	用途	初度登録	稼働日数 (日)	稼働率 (%)	年間走行距離 (km)	初度登録からの 総走行距離 (km)
16	環境生活部	大気保全課	普通	特種	1202	104	43	307	6,026
		大気保全課	普通	特種	0903	10	4	414	27,162
		大気保全課	普通	乗用	1511	239	98	30,401	244,211
		大気保全課	普通	乗用	1511	205	84	23,121	161,028
		大気保全課	小型	乗用	2310	138	57	10,404	24,010
		大気保全課	小型	貨物	1507	174	71	18,212	140,580
		大気保全課	小型	貨物	1507	174	71	18,980	145,277
17		廃棄物指導課	小型	乗用	1611	166	68	19,280	193,914
		廃棄物指導課	小型	乗用	1311	11	5	697	54,537
		廃棄物指導課	普通	乗用	2403	259	106	30,942	67,030
		廃棄物指導課	普通	乗用	1808	123	50	28,632	131,589
		廃棄物指導課	小型	貨物	1706	127	52	11,480	112,314
		廃棄物指導課	普通	乗用	1910	144	59	15,658	111,835
		廃棄物指導課	普通	乗用	2006	205	84	23,913	148,217
		廃棄物指導課	普通	乗用	2112	257	105	29,143	184,981
		廃棄物指導課	普通	乗用	2112	211	86	24,405	174,854
		廃棄物指導課	普通	乗用	2202	181	74	21,693	114,805
18		環境研究センター	小型	貨物	0603	42	17	3,790	85,541
		環境研究センター	小型	乗用	0603	85	35	8,412	86,618
		環境研究センター	小型	貨物	0706	120	49	10,060	72,884
		環境研究センター	小型	貨物	0907	61	25	5,921	121,229
		環境研究センター	小型	貨物	0810	114	47	6,440	190,964
		環境研究センター	小型	貨物	1706	112	46	7,027	68,474
		環境研究センター	小型	貨物	2312	148	61	12,064	26,066
19	商工労働部	東金高等技術専門学校	小型	貨物	0208	13	5	1,290	84,965
		東金高等技術専門学校	小型	貨物	0208	8	3	709	46,787
20	農林水産部	千葉農業事務所	小型	乗用	1806	188	77	9,579	58,643
		千葉農業事務所	小型	貨物	0206	9	4	202	61,494
		千葉農業事務所	小型	貨物	0707	120	49	4,246	86,509
		千葉農業事務所	小型	貨物	0707	166	68	5,358	112,425
		千葉農業事務所	小型	貨物	0707	139	57	4,384	95,795
		千葉農業事務所	小型	貨物	1304	171	70	9,761	110,574
		千葉農業事務所	小型	貨物	1506	199	82	11,015	109,976
		千葉農業事務所	小型	貨物	1305	130	53	7,423	134,932
		千葉農業事務所	小型	貨物	2407	189	77	9,109	15,044
		千葉農業事務所	小型	貨物	2308	214	88	18,502	45,079
		千葉農業事務所	小型	貨物	1805	187	77	7,639	70,717
		千葉農業事務所	軽	貨物	2202	168	69	7,398	35,048
		千葉農業事務所	小型	貨物	1107	113	46	5,404	106,531
		千葉農業事務所	軽	貨物	1807	165	68	11,167	66,262
		千葉農業事務所	軽	貨物	1707	181	74	8,663	81,711
		千葉農業事務所	小型	貨物	1609	190	78	12,897	109,812
		千葉農業事務所	小型	貨物	2407	200	82	14,543	23,234
		千葉農業事務所	小型	貨物	1407	103	42	7,560	77,104
		千葉農業事務所	小型	貨物	2509	58	24	3,364	3,364
		千葉農業事務所	小型	貨物	2509	86	35	6,628	6,628
21		東葛飾農業事務所	小型	貨物	1304	84	34	3,415	65,590
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	2201	91	37	3,688	19,810
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	1407	3	1	130	42,886
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	1706	124	51	5,077	41,008
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	1906	125	51	4,189	42,163
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	2310	114	47	4,530	10,555
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	1209	193	79	7,446	116,099
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	1305	151	62	7,962	116,189
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	1407	57	23	1,977	68,259
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	1407	128	52	5,461	74,787
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	1707	147	60	7,461	77,383
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	1710	145	59	6,924	65,637
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	1805	164	67	7,962	69,144
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	2311	181	74	8,811	18,196
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	2407	188	77	8,077	12,907
		東葛飾農業事務所	小型	貨物	2509	79	32	4,288	4,337
		東葛飾農業事務所	軽	貨物	1807	165	68	6,837	55,683
		東葛飾農業事務所	軽	貨物	2002	145	59	5,898	47,243
		東葛飾農業事務所	軽	貨物	2207	189	77	6,298	27,706
				印旛農業事務所	小型	貨物	1409	114	47
印旛農業事務所	小型			貨物	1503	147	60	8,951	122,964
印旛農業事務所	小型			貨物	1707	184	75	11,825	78,985
印旛農業事務所	軽			貨物	1707	144	59	8,658	87,690
印旛農業事務所	軽			貨物	1807	140	57	8,238	75,176
印旛農業事務所	軽			貨物	1807	202	83	6,451	65,107
印旛農業事務所	小型			貨物	1905	224	92	12,747	81,687

監査対象機関における公用車の保有及び運行状況一覧

NO	部局名	所属名	種別	用途	初度登録	稼働日数 (日)	稼働率 (%)	年間走行距離 (km)	初度登録からの 総走行距離 (km)
22		印旛農業事務所	小型	貨物	1905	168	69	5,821	62,450
		印旛農業事務所	小型	貨物	2006	253	104	10,867	60,303
		印旛農業事務所	小型	貨物	2107	190	78	7,152	42,877
		印旛農業事務所	小型	貨物	2208	191	78	10,578	39,826
		印旛農業事務所	軽	貨物	2207	173	71	11,118	37,842
		印旛農業事務所	小型	貨物	2311	158	65	11,504	23,888
		印旛農業事務所	軽	貨物	2408	202	83	8,393	13,654
		印旛農業事務所	小型	貨物	2509	69	28	4,583	4,583
		印旛農業事務所	小型	貨物	2509	97	40	5,201	5,201
		印旛農業事務所	小型	乗用	1806	100	41	4,993	42,718
		印旛農業事務所	小型	貨物	1405	135	55	6,956	100,958
		印旛農業事務所	軽	貨物	2207	216	89	9,567	34,112
		印旛農業事務所	小型	貨物	1506	101	41	4,502	55,476
		印旛農業事務所	小型	貨物	1406	98	40	4,051	81,496
		印旛農業事務所	小型	貨物	1606	108	44	9,385	86,765
		印旛農業事務所	小型	貨物	1207	85	35	3,632	102,577
		印旛農業事務所	小型	貨物	1106	101	41	4,112	101,243
		印旛農業事務所	小型	貨物	1407	27	11	925	33,136
		印旛農業事務所	小型	貨物	2310	172	70	6,376	11,992
		23		海匠農業事務所	小型	貨物	2407	221	91
海匠農業事務所	軽			貨物	1807	141	58	6,078	59,791
海匠農業事務所	小型			貨物	2107	207	85	13,232	63,480
海匠農業事務所	小型			貨物	2207	169	69	11,653	45,578
海匠農業事務所	軽			貨物	1906	196	80	7,504	56,154
海匠農業事務所	軽			貨物	1707	185	76	9,547	85,855
海匠農業事務所	軽			貨物	1707	197	81	10,019	85,824
海匠農業事務所	軽			貨物	1703	207	85	10,483	79,575
海匠農業事務所	小型			貨物	1311	103	42	4,851	110,266
海匠農業事務所	小型			貨物	0501	45	18	1,349	59,359
海匠農業事務所	小型			貨物	1503	168	69	6,334	82,411
海匠農業事務所	小型			貨物	1405	102	42	3,435	75,774
海匠農業事務所	小型			貨物	1406	197	81	8,907	115,121
海匠農業事務所	小型			貨物	1311	162	66	4,889	120,711
海匠農業事務所	小型			貨物	1810	136	56	5,941	68,693
海匠農業事務所	小型			貨物	2310	197	81	9,483	22,770
海匠農業事務所	小型			貨物	1606	182	75	9,664	119,444
海匠農業事務所	小型			貨物	1605	241	99	11,220	90,810
海匠農業事務所	小型			貨物	1506	116	48	7,177	139,132
海匠農業事務所	小型			貨物	1405	221	91	10,737	126,864
海匠農業事務所	小型			貨物	2310	170	70	10,269	28,432
海匠農業事務所	小型			乗用	1302	68	28	4,144	89,250
海匠農業事務所	小型			貨物	2509	93	38	4,728	4,800
海匠農業事務所	小型			貨物	2509	89	36	6,444	6,514
海匠農業事務所	小型			貨物	2509	101	41	5,392	5,462
24		山武農業事務所	小型	貨物	2006	194	80	10,169	53,864
		山武農業事務所	小型	貨物	1506	162	66	7,777	93,269
		山武農業事務所	普通	乗用	1307	68	28	3,274	87,096
		山武農業事務所	小型	貨物	2509	53	22	2,937	2,937
		山武農業事務所	軽	乗用	2002	148	61	7,476	51,877
		山武農業事務所	軽	乗用	2507	133	55	7,181	7,181
		山武農業事務所	小型	貨物	1905	200	82	10,296	63,323
		山武農業事務所	小型	貨物	2006	186	76	10,328	71,513
		山武農業事務所	小型	貨物	2311	177	73	10,146	22,747
		山武農業事務所	小型	貨物	2107	200	82	11,676	57,581
		山武農業事務所	小型	貨物	2107	182	75	10,170	48,848
		山武農業事務所	小型	貨物	2407	208	85	11,117	18,353
		山武農業事務所	小型	貨物	2407	192	79	11,951	20,926
		山武農業事務所	軽	乗用	2207	156	64	8,974	34,740
		山武農業事務所	小型	貨物	2207	187	77	11,600	37,965
		山武農業事務所	軽	乗用	2006	157	64	8,948	39,528
		山武農業事務所	軽	乗用	2509	47	19	3,647	2,343
		山武農業事務所	小型	貨物	1906	119	49	5,726	48,437
		山武農業事務所	小型	貨物	2106	138	57	5,562	28,230
		山武農業事務所	小型	貨物	1809	147	60	5,816	52,180
		山武農業事務所	小型	貨物	1506	152	62	6,738	87,675
		山武農業事務所	小型	貨物	2106	151	62	5,562	41,602
		山武農業事務所	小型	貨物	2106	188	77	9,271	48,292
		山武農業事務所	小型	貨物	1401	103	42	6,724	78,877
		山武農業事務所	小型	貨物	1806	115	47	6,213	63,075
		夷隅農業事務所	小型	乗用	1302	69	28	2,918	68,465
		夷隅農業事務所	小型	貨物	2106	196	80	9,387	35,247
		夷隅農業事務所	小型	貨物	1606	200	82	8,231	81,172

監査対象機関における公用車の保有及び運行状況一覧

NO	部局名	所属名	種別	用途	初度登録	稼働日数 (日)	稼働率 (%)	年間走行距離 (km)	初度登録からの 総走行距離 (km)
25		夷隅農業事務所	小型	貨物	1806	171	70	7,491	73,781
		夷隅農業事務所	小型	貨物	2207	124	51	4,998	14,417
		夷隅農業事務所	小型	貨物	2508	125	51	4,948	5,023
		夷隅農業事務所	小型	貨物	2506	129	53	7,578	7,636
		夷隅農業事務所	小型	貨物	1907	171	70	10,035	89,823
		夷隅農業事務所	小型	貨物	2311	135	55	7,269	12,665
		夷隅農業事務所	小型	貨物	2107	152	62	8,591	45,027
		夷隅農業事務所	小型	貨物	2407	125	51	8,911	13,841
		夷隅農業事務所	小型	貨物	1707	179	73	9,361	93,900
		夷隅農業事務所	小型	貨物	2509	51	21	3,106	3,162
		夷隅農業事務所	小型	貨物	2006	176	72	10,351	55,978
		夷隅農業事務所	小型	貨物	2006	161	66	9,462	59,329
		夷隅農業事務所	軽	貨物	1702	156	64	9,697	93,648
26		農林総合研究センター	小型	乗用	2311	57	23	5,290	11,393
		農林総合研究センター	小型	貨物	1407	108	44	2,990	49,243
		農林総合研究センター	小型	貨物	1611	149	61	15,180	118,430
		農林総合研究センター	小型	貨物	1607	127	52	10,563	98,718
		農林総合研究センター	小型	貨物	1306	130	53	10,706	185,939
		農林総合研究センター	小型	貨物	1110	57	23	4,916	61,044
		農林総合研究センター	小型	貨物	0706	100	41	6,614	143,832
		農林総合研究センター	普通	貨物	1509	63	26	3,253	28,675
		農林総合研究センター	小型	貨物	0710	139	57	3,848	34,809
		農林総合研究センター	軽	貨物	0510	84	34	1,374	55,836
		農林総合研究センター	小型	貨物	0606	113	46	6,274	133,066
		農林総合研究センター	小型	貨物	2201	160	66	14,889	66,201
		農林総合研究センター	小型	貨物	2202	170	70	10,269	35,213
		農林総合研究センター	軽	貨物	0305	114	47	1,302	38,938
		農林総合研究センター	小型	乗用	0306	14	6	1,224	99,170
		農林総合研究センター	普通	貨物	1312	28	11	1,635	24,500
		農林総合研究センター	小型	貨物	2203	104	43	8,868	35,521
		農林総合研究センター	小型	貨物	1309	56	23	5,606	90,703
		農林総合研究センター	小型	貨物	2206	112	46	11,831	47,990
		農林総合研究センター	軽	貨物	0305	33	14	2,717	81,353
		農林総合研究センター	軽	貨物	0606	93	38	8,298	86,615
		農林総合研究センター	小型	貨物	1405	84	34	9,239	127,388
		農林総合研究センター	軽	貨物	1803	85	35	7,459	96,602
		農林総合研究センター	軽	貨物	2407	98	40	5,458	9,845
		農林総合研究センター	小型	貨物	2510	30	12	4,801	4,801
		農林総合研究センター	普通	貨物	1206	74	30	4,815	188,272
		農林総合研究センター	小型	貨物	0507	21	9	1,751	61,244
		農林総合研究センター	小型	貨物	0907	66	27	4,169	92,527
		農林総合研究センター	小型	貨物	1607	101	41	5,568	76,289
		農林総合研究センター	小型	貨物	0507	53	22	3,486	93,794
		農林総合研究センター	小型	貨物	1611	50	20	2,549	57,620
		農林総合研究センター	小型	貨物	1905	31	13	4,486	26,320
		農林総合研究センター	小型	貨物	1206	28	11	3,773	73,193
農林総合研究センター	小型	貨物	2102	113	46	8,649	44,533		
農林総合研究センター	軽	貨物	0406	63	26	5,485	62,997		
農林総合研究センター	小型	貨物	0402	122	50	4,324	79,887		
農林総合研究センター	小型	貨物	0607	27	11	600	48,222		
農林総合研究センター	小型	貨物	0508	187	77	24,215	145,203		
農林総合研究センター	小型	貨物	2202	77	32	18,028	76,513		
農林総合研究センター	小型	貨物	1106	70	29	15,623	207,355		
農林総合研究センター	小型	乗用	0306	74	30	6,239	116,546		
農林総合研究センター	普通	貨物	0809	46	19	4,763	47,614		
農林総合研究センター	小型	貨物	0506	55	23	4,507	69,033		
農林総合研究センター	小型	貨物	0312	13	5	2,032	52,580		
農林総合研究センター	小型	貨物	1102	68	28	7,247	138,485		
農林総合研究センター	小型	貨物	2202	69	28	4,789	44,961		
農林総合研究センター	小型	貨物	2201	150	61	15,191	64,880		
農林総合研究センター	小型	貨物	2409	159	65	12,455	19,195		
27		農業大学校	普通	乗合	0510	43	18	2,273	50,884
		農業大学校	普通	乗合	2309	134	55	5,152	16,805
		農業大学校	普通	乗用	1607	29	12	2,577	56,519
		農業大学校	小型	乗用	2211	163	67	5,956	17,299
		農業大学校	小型	貨物	2512	7	3	353	353
		農業大学校	小型	貨物	2501	46	19	1,514	1,975
		農業大学校	小型	貨物	0507	12	5	1,305	60,198
		農業大学校	小型	貨物	2407	38	16	2,710	5,585
		農業大学校	小型	貨物	2308	198	81	6,879	15,043
		農業大学校	小型	貨物	2407	81	33	3,585	7,718
		農業大学校	小型	貨物	1007	255	105	5,018	72,396



監査対象機関における公用車の保有及び運行状況一覧

NO	部局名	所属名	種別	用途	初度登録	稼働日数 (日)	稼働率 (%)	年間走行距離 (km)	初度登録からの 総走行距離 (km)
		農業大学校	小型	貨物	2207	203	83	6,017	23,237
		農業大学校	軽	貨物	2501	131	54	3,304	4,090
28		畜産総合研究センター	普通	乗用	2202	174	71	10,490	35,601
		畜産総合研究センター	小型	乗用	2202	185	76	9,982	48,130
		畜産総合研究センター	普通	乗用	0811	85	35	5,461	112,865
		畜産総合研究センター	小型	貨物	1307	137	56	8,194	122,742
		畜産総合研究センター	小型	貨物	0206	33	14	1,900	59,551
		畜産総合研究センター	小型	貨物	2007	192	79	15,741	67,251
		畜産総合研究センター	普通	貨物	1001	55	23	3,460	48,331
		畜産総合研究センター	普通	特種	0411	2	1	92	21,558
		畜産総合研究センター	小型	特種	0508	104	43	175	11,108
		畜産総合研究センター	小型	貨物	1707	350	143	4,101	38,369
		畜産総合研究センター	小型	貨物	2312	319	131	7,369	16,866
		畜産総合研究センター	普通	貨物	1407	173	71	3,727	37,187
		畜産総合研究センター	普通	貨物	1408	363	149	2,229	23,032
		畜産総合研究センター	普通	貨物	1503	60	25	420	11,117
		畜産総合研究センター	小型	貨物	1005	71	29	5,551	127,858
		畜産総合研究センター	小型	貨物	2108	54	22	5,915	20,462
		畜産総合研究センター	小型	貨物	0206	68	28	4,053	78,411
		畜産総合研究センター	小型	乗用	2202	99	41	14,508	53,120
29		中部林業事務所	普通	乗用	2202	144	59	9,791	31,464
		中部林業事務所	小型	貨物	1908	188	77	15,279	62,142
		中部林業事務所	小型	貨物	1207	124	51	15,347	159,078
		中部林業事務所	小型	貨物	1607	99	41	6,679	71,627
		中部林業事務所	小型	貨物	1706	135	55	10,562	76,835
		中部林業事務所	小型	貨物	0907	99	41	5,029	115,881
		中部林業事務所	小型	貨物	1808	127	52	6,088	50,119
		中部林業事務所	小型	貨物	1405	175	72	11,876	118,419
		中部林業事務所	普通	乗用	1507	69	28	5,675	59,008
		中部林業事務所	軽	乗用	1307	111	45	6,433	45,831
		中部林業事務所	普通	貨物	2310	21	9	1,062	2,774
		30		水産総合研究センター	普通	貨物	0407	78	32
水産総合研究センター	小型			貨物	1606	147	60	16,226	184,577
水産総合研究センター	小型			貨物	1806	161	66	17,239	157,551
水産総合研究センター	小型			貨物	2107	90	37	15,819	84,396
水産総合研究センター	小型			乗用	2201	178	73	19,750	90,247
水産総合研究センター	軽			貨物	2302	181	74	4,144	9,989
水産総合研究センター	小型			貨物	2303	143	59	13,355	41,790
水産総合研究センター	小型			乗用	2202	143	59	9,370	56,147
水産総合研究センター	小型			貨物	2007	134	55	18,375	81,056
水産総合研究センター	軽			貨物	2509	72	30	6,237	6,237
水産総合研究センター	小型			貨物	1506	78	32	9,314	74,977
水産総合研究センター	普通			貨物	0303	6	2	102	13,111
水産総合研究センター	小型			貨物	1606	33	14	4,800	54,900
31		南部漁港事務所	小型	乗用	2406	111	45	15,072	25,615
		南部漁港事務所	小型	貨物	1106	44	18	3,732	129,087
		南部漁港事務所	小型	貨物	1307	156	64	14,320	170,856
		南部漁港事務所	小型	貨物	1505	103	42	8,142	117,436
		南部漁港事務所	小型	貨物	1606	155	64	8,439	119,563
32	県土整備部	東葛飾土木事務所	小型	貨物	2009	222	91	8,109	48,164
		東葛飾土木事務所	小型	貨物	2111	203	83	7,093	36,621
		東葛飾土木事務所	小型	貨物	1207	207	85	8,894	94,698
		東葛飾土木事務所	小型	貨物	1706	143	59	4,856	52,230
		東葛飾土木事務所	小型	貨物	1809	207	85	6,668	60,611
		東葛飾土木事務所	小型	貨物	1907	217	89	8,129	57,969
		東葛飾土木事務所	小型	乗用	0809	183	75	5,437	127,925
		東葛飾土木事務所	小型	特種	0609	116	48	2,830	94,009
		東葛飾土木事務所	普通	特種	1808	44	18	1,818	18,915
		東葛飾土木事務所	普通	特種	1808	29	12	2,039	11,686
		東葛飾土木事務所	普通	特種	1909	94	39	6,692	55,184
33		柏土木事務所	普通	乗用	0905	51	21	1,835	87,240
		柏土木事務所	小型	貨物	1407	66	27	2,141	59,540
		柏土木事務所	小型	貨物	0905	99	41	2,879	115,900
		柏土木事務所	小型	貨物	2408	163	67	6,119	9,549
		柏土木事務所	小型	貨物	1306	229	94	5,125	74,846
		柏土木事務所	小型	貨物	1907	179	73	6,663	50,090
		柏土木事務所	小型	貨物	1306	149	61	5,113	105,256
		柏土木事務所	小型	貨物	1307	139	57	5,875	78,234
		柏土木事務所	軽	貨物	1301	119	49	5,966	73,064
		柏土木事務所	小型	貨物	0703	156	64	4,604	110,363
		柏土木事務所	小型	貨物	0807	17	7	342	57,828
		柏土木事務所	小型	特種	1708	137	56	8,325	94,886

監査対象機関における公用車の保有及び運行状況一覧

NO	部局名	所属名	種別	用途	初度登録	稼働日数 (日)	稼働率 (%)	年間走行距離 (km)	初度登録からの 総走行距離 (km)
34		印旛土木事務所	小型	乗用	1207	58	24	3,318	94,956
		印旛土木事務所	小型	特種	2508	92	38	3,687	3,687
		印旛土木事務所	普通	特種	2403	166	68	8,472	20,616
		印旛土木事務所	小型	貨物	1309	186	76	6,890	88,946
		印旛土木事務所	小型	貨物	1706	217	89	14,088	109,767
		印旛土木事務所	小型	貨物	1807	179	73	7,105	57,910
		印旛土木事務所	小型	貨物	0406	69	28	2,245	64,391
		印旛土木事務所	小型	貨物	2112	201	82	9,644	36,936
		印旛土木事務所	小型	貨物	0910	157	64	7,011	132,803
		印旛土木事務所	小型	貨物	2009	170	70	8,460	53,107
		印旛土木事務所	小型	貨物	2009	107	44	4,539	35,027
		印旛土木事務所	小型	貨物	2112	103	42	3,899	24,096
		印旛土木事務所	普通	貨物	0807	33	14	1,668	61,323
		35		香取土木事務所	小型	乗用	1406	31	13
香取土木事務所	小型			貨物	2009	160	66	7,559	44,401
香取土木事務所	小型			特種	1111	61	25	2,289	80,851
香取土木事務所	普通			特種	2303	179	73	13,570	42,304
香取土木事務所	小型			貨物	1807	192	79	2,641	54,897
香取土木事務所	小型			貨物	0407	77	32	2,579	99,294
香取土木事務所	小型			貨物	2212	186	76	6,433	21,596
香取土木事務所	小型			貨物	1907	177	73	6,566	55,257
香取土木事務所	小型			貨物	2112	140	57	7,478	22,058
香取土木事務所	普通			貨物	1506	12	5	688	10,709
香取土木事務所	小型			貨物	1006	177	73	6,330	134,605
香取土木事務所	小型			貨物	1709	207	85	9,330	90,377
香取土木事務所	普通			貨物	0907	84	34	2,412	57,851
36				山武土木事務所	普通	乗用	2202	46	19
		山武土木事務所	小型	貨物	2111	221	91	13,460	50,536
		山武土木事務所	小型	貨物	2212	156	64	7,459	25,358
		山武土木事務所	小型	貨物	2212	207	85	10,286	41,860
		山武土木事務所	小型	貨物	1006	126	52	5,580	110,764
		山武土木事務所	普通	特種	2503	125	51	18,704	19,684
		山武土木事務所	小型	貨物	1306	172	70	9,279	134,310
		山武土木事務所	小型	貨物	1406	174	71	9,237	109,406
		山武土木事務所	小型	貨物	1606	173	71	6,791	70,427
		山武土木事務所	小型	貨物	1706	189	77	11,045	97,511
		山武土木事務所	小型	貨物	1807	197	81	15,719	96,792
		山武土木事務所	小型	貨物	2008	231	95	15,977	82,123
		山武土木事務所	小型	特種	2009	150	61	10,611	59,873
		山武土木事務所	普通	貨物	1106	136	56	9,707	41,993
37		安房土木事務所	普通	貨物	1005	37	15	1,399	21,266
		安房土木事務所	小型	貨物	1306	104	43	9,284	105,463
		安房土木事務所	小型	貨物	1706	131	54	6,203	69,003
		安房土木事務所	普通	特種	1407	182	75	10,990	122,494
		安房土木事務所	普通	特種	1607	134	55	12,829	103,778
		安房土木事務所	小型	貨物	1207	97	40	4,472	109,690
		安房土木事務所	小型	貨物	1807	184	75	10,685	85,784
		安房土木事務所	小型	貨物	1607	199	82	10,430	97,302
		安房土木事務所	普通	特種	1307	54	22	1,762	28,368
		安房土木事務所	小型	特種	0607	47	19	1,557	104,254
		安房土木事務所	小型	特種	2408	192	79	9,670	14,431
		安房土木事務所	小型	貨物	1809	243	100	14,585	83,462
		安房土木事務所	小型	貨物	2212	140	57	5,921	28,076
		安房土木事務所	小型	貨物	2212	220	90	11,471	37,902
		安房土木事務所	小型	貨物	2112	227	93	8,220	45,400
		安房土木事務所	小型	貨物	2112	187	77	9,409	44,304
		安房土木事務所	小型	貨物	2112	166	68	8,175	37,008
		安房土木事務所	普通	乗用	2202	96	39	8,890	51,505
		安房土木事務所	普通	特種	2103	135	55	19,100	87,263
安房土木事務所	普通	特種	2303	212	87	13,550	37,384		
38		千葉港湾事務所	小型	乗用	0409	57	23	1,282	75,801
		千葉港湾事務所	小型	貨物	0905	67	27	2,017	46,647
		千葉港湾事務所	小型	貨物	2508	144	59	4,650	4,664
		千葉港湾事務所	小型	特種	0707	141	58	3,668	87,930
		千葉港湾事務所	小型	貨物	2310	178	73	3,902	10,467
		千葉港湾事務所	小型	貨物	1308	88	36	2,215	50,055
		千葉港湾事務所	小型	特種	1808	235	96	15,070	118,970
		千葉港湾事務所	小型	特種	1908	244	100	11,296	65,209
		流山区画整理事務所	小型	貨物	0305	94	39	2,194	82,054
		流山区画整理事務所	小型	貨物	0305	112	46	2,874	61,443
		流山区画整理事務所	小型	貨物	0106	118	48	2,388	85,045
		流山区画整理事務所	小型	貨物	0408	82	34	1,791	88,425

監査対象機関における公用車の保有及び運行状況一覧

NO	部局名	所属名	種別	用途	初度登録	稼働日数 (日)	稼働率 (%)	年間走行距離 (km)	初度登録からの 総走行距離 (km)
39		流山区画整理事務所	小型	貨物	0408	130	53	2,961	66,197
		流山区画整理事務所	小型	貨物	0502	209	86	6,161	117,419
		流山区画整理事務所	小型	貨物	0502	165	68	4,930	108,990
		流山区画整理事務所	小型	乗用	0306	29	12	942	82,318
		流山区画整理事務所	軽	乗用	1708	162	66	5,558	59,255
		流山区画整理事務所	軽	貨物	1911	131	54	3,947	33,277
40		柏区画整理事務所	小型	貨物	2202	211	86	6,195	23,794
		柏区画整理事務所	小型	貨物	0408	126	52	1,678	53,491
		柏区画整理事務所	小型	貨物	0408	110	45	1,460	62,573
		柏区画整理事務所	小型	乗用	0507	33	14	842	64,507
		柏区画整理事務所	小型	貨物	0502	203	83	4,006	91,731
		柏区画整理事務所	小型	貨物	0606	140	57	2,225	78,268
41		手賀沼下水道事務所	小型	貨物	0711	66	27	2,658	75,660
		手賀沼下水道事務所	小型	貨物	1705	146	60	5,819	57,863
		手賀沼下水道事務所	小型	貨物	1610	105	43	4,566	41,145
		手賀沼下水道事務所	小型	貨物	0305	85	35	3,529	100,000
		手賀沼下水道事務所	小型	貨物	0311	68	28	3,081	81,502
		手賀沼下水道事務所	小型	貨物	0809	143	59	6,375	58,351
42		江戸川下水道事務所	小型	貨物	0210	25	10	884	47,479
		江戸川下水道事務所	小型	貨物	0207	26	11	699	48,478
		江戸川下水道事務所	小型	貨物	1106	37	15	893	23,821
		江戸川下水道事務所	小型	貨物	0403	72	30	1,797	3,544
		江戸川下水道事務所	小型	貨物	0811	158	65	3,014	89,862
		江戸川下水道事務所	小型	貨物	1606	195	80	3,393	42,506
43	水道局	財務課	普通	乗用	2202	59	24	3,355	10,983
		財務課	普通	乗用	0805	90	37	4,374	81,507
		財務課	小型	貨物	1606	125	51	5,961	27,277
		財務課	軽	貨物	1805	161	66	6,512	27,058
44		千葉水道事務所	小型	貨物	1805	136	56	5,469	58,171
		千葉水道事務所	小型	貨物	2005	183	75	7,058	53,848
		千葉水道事務所	小型	貨物	0806	44	18	1,191	40,734
		千葉水道事務所	小型	貨物	1307	232	95	8,409	102,777
		千葉水道事務所	小型	貨物	0410	60	25	1,464	119,706
		千葉水道事務所	小型	貨物	2001	169	69	4,206	32,006
		千葉水道事務所	小型	貨物	1805	230	94	8,445	66,997
		千葉水道事務所	小型	貨物	1905	155	64	4,288	38,045
		千葉水道事務所	小型	貨物	0906	3	1	50	14,978
		千葉水道事務所	小型	貨物	2107	209	86	7,229	22,159
		千葉水道事務所	小型	貨物	0806	48	20	1,531	92,931
		千葉水道事務所	軽	貨物	1007	117	48	2,978	56,753
		千葉水道事務所	普通	特種	1608	5	2	120	6,360
		千葉水道事務所	普通	特種	2603	0	0	0	806
		千葉水道事務所	軽	貨物	1907	135	55	3,639	31,612
		千葉水道事務所	軽	貨物	1908	147	60	3,836	21,496
		千葉水道事務所	軽	貨物	2002	166	68	4,027	23,004
		千葉水道事務所	小型	貨物	1905	144	59	4,501	37,506
		千葉水道事務所	小型	貨物	1905	163	67	4,502	37,209
		千葉水道事務所	小型	貨物	1505	116	48	3,164	77,913
		千葉水道事務所	小型	貨物	0806	80	33	1,923	103,379
		千葉水道事務所	小型	貨物	1606	101	41	2,655	59,287
		千葉水道事務所	小型	貨物	2007	192	79	8,651	50,865
		千葉水道事務所	小型	貨物	1808	174	71	4,434	52,674
		千葉水道事務所	小型	貨物	1908	171	70	5,559	41,748
		千葉水道事務所	小型	貨物	0811	2	1	18	38,396
		千葉水道事務所	小型	貨物	2003	179	73	7,302	46,425
		千葉水道事務所	小型	貨物	1206	68	28	2,174	68,836
		千葉水道事務所	小型	貨物	0907	92	38	2,357	109,122
		千葉水道事務所	軽	貨物	1307	181	74	5,875	88,583
		千葉水道事務所	小型	貨物	0807	30	12	615	109,678
		千葉水道事務所	軽	貨物	1411	150	61	5,068	60,542
千葉水道事務所	普通	特種	1303	20	8	507	5,678		
千葉水道事務所	小型	貨物	1007	22	9	434	16,389		
千葉水道事務所	軽	貨物	1805	177	73	5,515	25,892		
千葉水道事務所	軽	貨物	2006	124	51	3,889	12,157		
千葉水道事務所	軽	貨物	2003	148	61	4,087	16,411		
千葉水道事務所	小型	貨物	1307	212	87	7,329	102,764		
千葉水道事務所	小型	貨物	1507	126	52	4,424	59,226		
千葉水道事務所	軽	貨物	0806	75	31	1,539	89,593		
千葉水道事務所	小型	貨物	0708	27	11	503	53,480		
千葉水道事務所	軽	貨物	1511	147	60	4,392	66,220		

監査対象機関における公用車の保有及び運行状況一覧

NO	部局名	所属名	種別	用途	初度登録	稼働日数 (日)	稼働率 (%)	年間走行距離 (km)	初度登録からの 総走行距離 (km)
		千葉水道事務所	普通	特種	1302	31	13	533	516
		千葉水道事務所	軽	貨物	0905	135	55	2,400	78,534
		千葉水道事務所	軽	貨物	1405	93	38	2,227	61,352
		千葉水道事務所	小型	乗用	0806	31	13	932	78,811
		千葉水道事務所	軽	貨物	1307	186	76	5,786	75,601
45		船橋水道事務所	小型	貨物	2103	117	48	2,952	11,914
		船橋水道事務所	小型	貨物	1701	192	79	4,266	45,527
		船橋水道事務所	小型	貨物	1811	191	78	4,254	35,887
		船橋水道事務所	軽	貨物	1606	183	75	4,243	49,059
		船橋水道事務所	小型	貨物	1609	179	73	5,112	63,822
		船橋水道事務所	小型	貨物	1510	176	72	5,198	71,554
		船橋水道事務所	軽	貨物	1606	169	69	4,294	61,343
		船橋水道事務所	軽	貨物	1612	72	30	2,143	59,093
		船橋水道事務所	小型	貨物	1505	132	54	8,256	123,441
		船橋水道事務所	小型	貨物	1606	149	61	10,631	115,978
		船橋水道事務所	軽	貨物	1612	127	52	2,362	37,443
		船橋水道事務所	小型	貨物	1905	174	71	5,040	32,375
		船橋水道事務所	小型	貨物	0708	20	8	262	15,778
		船橋水道事務所	普通	特種	1802	11	5	138	3,862
		船橋水道事務所	普通	特種	2603	0	0	0	811
		船橋水道事務所	軽	貨物	1405	180	74	6,219	73,012
		船橋水道事務所	軽	貨物	1711	204	84	7,028	41,538
		船橋水道事務所	小型	貨物	1606	29	12	702	28,829
		船橋水道事務所	軽	貨物	1906	223	91	4,160	28,738
		船橋水道事務所	軽	貨物	1001	49	20	1,221	71,428
		船橋水道事務所	軽	貨物	1805	67	27	1,382	19,695
		船橋水道事務所	軽	貨物	1201	38	16	603	59,813
		船橋水道事務所	小型	貨物	1705	129	53	3,365	57,932
		船橋水道事務所	小型	貨物	1705	153	63	3,779	62,256
		船橋水道事務所	軽	貨物	1905	93	38	2,332	11,568
		船橋水道事務所	小型	貨物	0807	23	9	545	56,633
		船橋水道事務所	小型	貨物	1507	216	89	6,969	70,359
		船橋水道事務所	小型	貨物	1602	3	1	62	6,050
		船橋水道事務所	普通	特種	1303	15	6	485	6,554
		船橋水道事務所	小型	貨物	1805	179	73	5,314	23,161
		船橋水道事務所	小型	貨物	1705	117	48	3,064	30,044
		船橋水道事務所	小型	貨物	0806	17	7	368	6,786
		船橋水道事務所	普通	特種	1512	17	7	526	8,353
		船橋水道事務所	軽	貨物	0806	77	32	1,802	66,451
		船橋水道事務所	軽	貨物	1405	207	85	3,442	47,717
		船橋水道事務所	小型	貨物	0709	172	70	7,479	78,665
		船橋水道事務所	小型	貨物	1705	22	9	594	7,148
		船橋水道事務所	小型	貨物	1905	101	41	2,303	17,171
		船橋水道事務所	普通	特種	1512	23	9	564	6,390
		船橋水道事務所	小型	貨物	2006	192	79	5,954	26,799
		船橋水道事務所	軽	貨物	2007	149	61	3,141	19,947
46		市川水道事務所	小型	貨物	0805	12	5	341	66,503
		市川水道事務所	小型	乗用	0305	55	23	1,202	74,679
		市川水道事務所	軽	貨物	09	3	1	42	71,111
		市川水道事務所	小型	貨物	1106	5	2	54	8,036
		市川水道事務所	小型	貨物	2008	159	65	4,032	19,249
		市川水道事務所	軽	貨物	12	95	39	1,805	44,808
		市川水道事務所	小型	貨物	0710	9	4	256	61,069
		市川水道事務所	小型	貨物	2103	171	70	4,697	18,745
		市川水道事務所	小型	貨物	0804	104	43	1,221	81,095
		市川水道事務所	小型	貨物	0804	112	46	2,544	94,386
		市川水道事務所	軽	貨物	1705	94	39	1,815	23,659
		市川水道事務所	小型	貨物	1705	142	58	3,274	38,880
		市川水道事務所	小型	貨物	1705	162	66	3,528	36,703
		市川水道事務所	小型	貨物	1705	170	70	6,926	66,096
		市川水道事務所	軽	貨物	1705	205	84	3,927	31,470
		市川水道事務所	小型	貨物	1505	60	25	1,447	49,459
		市川水道事務所	軽	貨物	1705	172	70	4,645	27,365
		市川水道事務所	軽	貨物	1805	49	20	944	15,208
		市川水道事務所	軽	貨物	1805	90	37	1,088	23,905
		市川水道事務所	軽	貨物	2005	64	26	882	28,363
		市川水道事務所	軽	貨物	12	110	45	2,352	10,380
		市川水道事務所	小型	乗用	0306	69	28	1,727	71,813
		市川水道事務所	小型	貨物	2106	211	86	5,107	17,075
		市川水道事務所	小型	貨物	2106	203	83	5,117	19,546
		市川水道事務所	小型	貨物	2106	136	56	3,006	19,489
		市川水道事務所	小型	貨物	1606	120	49	2,294	42,477

監査対象機関における公用車の保有及び運行状況一覧

NO	部局名	所属名	種別	用途	初度登録	稼働日数 (日)	稼働率 (%)	年間走行距離 (km)	初度登録からの 総走行距離 (km)	
		市川水道事務所	小型	貨物	1606	41	17	837	34,398	
		市川水道事務所	軽	貨物	09	33	14	706	57,044	
		市川水道事務所	小型	貨物	0707	119	49	2,533	85,644	
		市川水道事務所	小型	貨物	0708	3	1	115	22,094	
		市川水道事務所	小型	貨物	0708	12	5	229	11,208	
		市川水道事務所	普通	特種	1808	5	2	122	4,175	
		市川水道事務所	軽	貨物	12	41	17	466	46,956	
		市川水道事務所	軽	貨物	12	101	41	1,914	47,893	
		市川水道事務所	軽	貨物	1510	14	6	143	49,008	
		市川水道事務所	小型	貨物	0710	210	86	5,302	100,252	
		市川水道事務所	小型	貨物	1411	176	72	5,297	62,291	
		市川水道事務所	小型	貨物	1612	152	62	2,135	39,735	
		市川水道事務所	小型	貨物	1612	121	50	2,919	40,304	
		市川水道事務所	軽	貨物	2001	216	89	6,115	47,456	
		市川水道事務所	普通	特種	1303	3	1	110	5,929	
		市川水道事務所	普通	特種	1303	9	4	149	3,724	
		市川水道事務所	普通	特種	2603	0	0	0	792	
		市川水道事務所	小型	貨物	1903	118	48	3,128	12,983	
47	企業庁	企業総務課	小型	乗用	1309	89	36	6,259	93,821	
		企業総務課	小型	乗用	0805	123	50	8,486	185,261	
		企業総務課	普通	乗用	0905	91	37	5,365	130,025	
		企業総務課	小型	乗用	0809	75	31	5,523	109,576	
		企業総務課	小型	乗用	0402	56	23	3,367	131,104	
48		君津工業用水道事務所	普通	乗用	1306	118	48	10,214	105,200	
		君津工業用水道事務所	普通	貨物	1711	50	20	2,650	11,105	
		君津工業用水道事務所	小型	貨物	2006	145	59	7,176	50,291	
		君津工業用水道事務所	小型	貨物	1306	55	23	2,566	97,034	
		君津工業用水道事務所	普通	貨物	1510	5	2	180	3,900	
		君津工業用水道事務所	軽	貨物	1407	15	6	514	21,581	
		君津工業用水道事務所	小型	貨物	0606	0	0	0	107,000	
49		臨海管理事務所	小型	乗用	0307	140	57	2,730	75,859	
		臨海管理事務所	小型	乗用	0505	160	66	2,134	80,214	
		臨海管理事務所	小型	貨物	0505	61	25	1,459	72,506	
		臨海管理事務所	小型	貨物	0708	167	68	15,372	130,720	
		臨海管理事務所	小型	貨物	0805	177	73	7,607	78,391	
		臨海管理事務所	小型	貨物	0606	148	61	2,817	86,734	
		臨海管理事務所	小型	貨物	0707	181	74	3,529	85,349	
		臨海管理事務所	小型	貨物	0707	175	72	4,920	66,524	
		臨海管理事務所	小型	貨物	0707	210	86	5,447	81,852	
		臨海管理事務所	小型	貨物	0707	165	68	5,010	83,824	
		臨海管理事務所	小型	貨物	0708	225	92	8,108	93,443	
		臨海管理事務所	小型	貨物	0805	221	91	9,917	110,099	
		臨海管理事務所	小型	貨物	0811	222	91	9,477	97,027	
		臨海管理事務所	小型	貨物	0707	90	37	3,494	88,904	
50		ニュータウン・内陸建設事務所	小型	乗用	0806	23	9	1,483	62,661	
		ニュータウン・内陸建設事務所	小型	貨物	0606	42	17	2,461	67,566	
		ニュータウン・内陸建設事務所	小型	貨物	0507	100	41	13,207	133,506	
		ニュータウン・内陸建設事務所	小型	貨物	0708	86	35	6,705	138,042	
		ニュータウン・内陸建設事務所	小型	乗用	0509	195	80	9,514	164,804	
		ニュータウン・内陸建設事務所	小型	貨物	0801	107	44	5,210	87,951	
		ニュータウン・内陸建設事務所	小型	貨物	0903	124	51	5,164	86,910	
51	病院局	循環器病センター	小型	乗用	1303	244	100	13,961	189,339	
52		佐原病院	軽	乗用	1411	259	106	7,969	72,009	
		佐原病院	小型	特種	1002	141	58	3,748	56,634	
		佐原病院	軽	乗用	2008	254	104	8,453	44,361	
		佐原病院	小型	貨物	2312	219	90	7,346	16,955	
		佐原病院	普通	特種	0703	0	0	0	11,802	
53	教育委員会	東上総教育事務所	小型	乗用	0903	95	39	3,257	53,900	
54		中央博物館	小型	乗用	1010	9	4	941	74,024	
		中央博物館	小型	貨物	1207	59	24	3,301	91,108	
		中央博物館	小型	貨物	0805	111	45	12,884	168,544	
		中央博物館	小型	貨物	0806	68	28	8,290	189,454	
		中央博物館	小型	貨物	1005	55	23	1,781	31,472	
		中央博物館	小型	乗用	1005	42	17	3,078	91,222	
		中央博物館	小型	貨物	0703	75	31	2,506	53,500	
		中央博物館	小型	貨物	1005	72	30	5,484	64,764	
		中央博物館	小型	乗用	1011	103	42	3,986	85,520	
		中央博物館	小型	貨物	0609	21	9	1,373	23,844	
55		千葉県立市川工業高等学校	公用車の保有なし							
		千葉県立大網高等学校	普通	乗合	0803	234	96	8,310	110,951	
		千葉県立大網高等学校	普通	乗合	6007	27	11	691	33,832	
		千葉県立大網高等学校	普通	乗合	6110	53	22	1,077	89,409	

監査対象機関における公用車の保有及び運行状況一覧

NO	部局名	所属名	種別	用途	初度登録	稼働日数 (日)	稼働率 (%)	年間走行距離 (km)	初度登録からの 総走行距離 (km)
56		千葉県立大網高等学校	普通	貨物	6101	185	76	93	21,464
		千葉県立大網高等学校	普通	貨物	0509	26	11	1,520	38,054
		千葉県立大網高等学校	小型	貨物	6211	45	18	1,113	52,700
		千葉県立大網高等学校	小型	貨物	0109	98	40	1,771	71,168
		千葉県立大網高等学校	小型	貨物	0401	74	30	1,927	78,854
		千葉県立大網高等学校	軽	貨物	0909	127	52	3,367	94,623
		千葉県立大網高等学校	軽	貨物	0211	101	41	2,613	119,971
57		千葉県立茂原樟陽高等学校	普通	貨物	0601	10	4	438	14,535
		千葉県立茂原樟陽高等学校	普通	乗合	0809	7	3	461	22,607
		千葉県立茂原樟陽高等学校	普通	乗合	1012	25	10	1,577	33,072
		千葉県立茂原樟陽高等学校	軽	貨物	0106	43	18	915	32,229
		千葉県立茂原樟陽高等学校	小型	貨物	0812	24	10	892	44,278
		千葉県立茂原樟陽高等学校	小型	貨物	6311	38	16	1,034	83,226
		千葉県立茂原樟陽高等学校	小型	貨物	1411	77	32	2,349	66,160
		千葉県立茂原樟陽高等学校	小型	貨物	0210	41	17	1,816	52,616
58		千葉県立市原高等学校	公用車の保有なし						
59		千葉県立夷隅特別支援学校	普通	乗合	1403	202	83	18,866	245,161
		千葉県立夷隅特別支援学校	普通	乗合	2203	202	83	23,051	90,191
		千葉県立夷隅特別支援学校	普通	乗合	2203	202	83	22,177	81,277
60		千葉県立市原特別支援学校	普通	乗合	1412	200	82	13,077	158,244
		千葉県立市原特別支援学校	普通	乗合	1412	202	83	16,195	181,576
		千葉県立市原特別支援学校	普通	乗合	1412	202	83	19,511	252,611
		千葉県立市原特別支援学校	軽	貨物	2212	162	66	4,442	11,971

# 庁用自動車等の管理及び運転関係職員の服務等に関する要綱

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この要綱は、別に定めのある場合を除くほか、庁用自動車等の管理(物品管理及び運行管理)と運転関係職員の服務等について、必要なことを定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 庁用自動車等 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項及び第三項に規定する自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)で県の所有するものをいう。

二 集中管理車 庁用自動車等のうち総務部管財課長(以下「管財課長」という。)が集中管理する車をいう。

三 特定車 前号に規定する集中管理車以外の庁用自動車等をいう。

四 自動車等管理者 庁用自動車等の管理に関する事務を行う本庁の課長(千葉県組織規程(昭和32年千葉県規則第68号。)第8条に規定する課、室及び総務ワークステーション並びに組織規程第9条に規定する出納局長をいう。以下同じ。)又はかい長をいう。この場合自動車等管理者となるべき本庁の課長又はかい長が、直接その管理に関する事務を行うことができない分室、支所、その他かいでない出先機関等においては、当該課長又はかい長が、総務部長と協議して文書をもって指定した職員をして庁用自動車等の管理の事務を専行させることができるものとする。

五 運行管理者 前号に規定する自動車等管理者(集中管理車を管財課に所属する職員以外の職員が運転する場合は当該職員の所属する本庁の課長)をいう。ただし、必要があるときは、本庁の課長又はかい長は、総務部長と協議して所属の職員のうちで上席の職にある職員に対して、文書をもって運行管理者を命ずることができるものとする。また前号後段に規定する場合にあっては、本庁の課長又はかい長は、自動車等管理者の職務の専行を命じた職員に運行管理者を命ずることができるものとする。

六 運転職員 庁用自動車等の運転に当たる次の職員を総称していうものとする。

イ 専務運転職員 庁用自動車等の運転を専らその職務とする職員をいう。

ロ 兼務運転職員 第二十二條に規定する職員をいう。

ハ 臨時運転職員 第二十三條に規定する職員をいう。

ニ 利用運転職員 必要のある都度運行管理者の承認を受け庁用自動車等を自ら運転使用する職員をいう。

七 使用職員 自ら又は他の人あるいはものを運搬し、若しくは作業を行うために、運転職員が運転する庁用自動車等を直接使用する職員をいう。

八 事故 道路運送車両法及び道路交通法に違反して処分を受けた場合、その他庁用自動車等の運行に関して、人の死傷又はものの損壊があった場合、若しくは庁用自動車等について盗難、亡失又は損傷があった場合をいう。

(準用)

第三条 運行管理者がやむを得ず県の所有に属しない自動車等を所属の職員に運転させる次の場合には、この要綱に準じて取り扱うものとする。

- 一 民間自動車等を借り上げ、所属の職員に運転させる場合
- 二 所属の職員の所有する自動車等を、本人の承諾を得て、当該職員若しくは他の職員に運転させる場合
- 三 削除

2 前項の規定によるほか、職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱(平成十三年四月一日施行)に基づき職員が自家用自動車等を公務に使用する場合には、第二十八条の規定を準用する。この場合において、第二十八条中「運転職員」とあるのは「職員」と、「運行管理者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。

(貸付け)

第四条 自動車等管理者は、所属の庁用自動車等について、他の本庁の課長又は出先機関の長から、その使用について協議があった場合は、千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二。以下「財務規則」という。)第百九十九条の規定によりこれを貸付けることができる。

(各種委員会等への配車)

第五条 管財課長は、教育委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局から、集中管理車の配車について申請があった場合は、第十五条の規定に準じて配車の承認をすることができる。

(旅費の負担)

第六条 庁用自動車等の運行にあたっては、運転職員の旅費は、当該庁用自動車等を現に使用する課又は出先機関において負担するものとする。ただし、総務部管財課に所属する運転職員の旅費は、総務部管財課が負担するものとする。

(安全運転管理者等及び整備管理者)

第七条 道路交通法第七十四条の三第一項に規定する安全運転管理者については、本庁にあっては課長又は課長が所属の職員のうちで指定する上席の職にある職員を、出先機関にあってはかい長又はかい長が所属の職員のうちで指定する上席の職にある職員をもって充てる。

ただし、本庁の課長又はかい長が、直接その管理に関する事務を行うことができない分室、支所、その他かいでないで出先機関等において必要があるときは、当該課長又はかい長が、それぞれ文書をもって所属職員の中から指定する上席の職にある職員をもって充てる。

2 道路交通法第七十四条の三第四項に規定する副安全運転管理者については、本庁にあっては課長が、出先機関にあってはかい長が、それぞれ文書をもって所属職員の中から指定するものとする。

3 道路運送車両法第五十条第一項に規定する整備管理者については、本庁にあっては課長が、出先機関にあってはかい長が、それぞれ文書をもって所属職員の中から指定するものとする。

(自動車等管理者の職務)

第八条 自動車等管理者は、庁用自動車等について、出納員又は物品取扱員の行う庁用自動



車等の保管に関する事務を除き、次の職務を行うものとする。

- 一 供用中の庁用自動車等の管理に関すること。
- 二 庁用自動車等の運転職員が行う供用中の庁用自動車等の保管に関する事務の指導監督に関すること。
- 三 庁用自動車等の格納場所の決定及び車庫その他の関係施設の管理に関すること。
- 四 事故が発生した場合、千葉県監察規則(昭和三十五年規則第二十五号)第十三条及び千葉県監察実施要綱(昭和三十五年七月一日決定)第十一の規定による総務部長への事故の状況、処置、今後の方針についての庁用自動車等事故報告並びに財務規則第二百三十五条の規定による事故を起こした職員が行う総務部長への庁用自動車等事故報告の経由に関すること。

(検査)

第九条 知事は、庁用自動車等の管理の適正を期するため、自動車等管理者又は運行管理者の管理する庁用自動車等及びその事務について必要により検査を行うものとする。

## 第二章 庁用自動車等の整備

(管理の原則)

第十条 庁用自動車等は、良好な状態でその機能が十分発揮できるよう常に整備し、効率的な使用をするように努めなければならない。

- 二 千葉県財務規則第三条及び第四条に規定する物品出納通知者たる自動車等管理者は、昭和六十一年三月十一日付け管財第八十九号「重要物品の取扱いについて(通知)」に掲げるところによって、車両台帳(別記様式第十三号)を常に整備し、年度末における状況を翌年度四月三十日までに車両台帳の写しをもって総務部長に報告するものとする。

- 三 庁用自動車等の所属の異動の場合の取扱いについては、前項に掲げる通達による。

(整備計画)

第十一条 自動車等管理者は、計画的に庁用自動車等の整備を図らなければならない。

(修理の監督)

第十二条 庁用自動車等を修理のため修理工場に引き渡したとき又はその修理が完了したときは、自動車等管理者は、運転職員及びその他の関係職員を立ち合わせる等の方法により、修理の監督を行わなければならない。

## 第三章 庁用自動車等の使用

(使用制限)

第十三条 庁用自動車等の使用は、公務を行うために必要があると運行管理者が認めた場合に 限るものとする。

(運行管理者の職務)

第十四条 運行管理者は、庁用自動車等について次の職務を行うものとする。

- 一 運転職員のサービス並びに研修に関すること。
- 二 庁用自動車等の使用の承認に関すること。
- 三 道路運送車両法第四十七条の二の規定による日常点検及び同第四十八条の規定による定期点検整備をした場合における日常点検表(別記様式第十四号)及び点検整備記録

簿(別記様式第十五号)の記録に関すること。

四 道路交通法に規定する「車両等の使用者の義務」の履行に関すること。

五 庁用自動車等の燃料、付属品及び修理用具の管理に関すること。

六 専務運転職員及び兼務運転職員経歴台帳(別記様式第一号)の記録に関すること。

七 事故が発生した場合における応急の措置に関すること及び自動車等管理者が別にあるときは自動車等管理者に対する事故の報告に関すること。

2 運行管理者は、不在及び夜間で緊急の場合にあっては、あらかじめ指名した職員をしてその職務の代行をさせることができるものとする。この場合運行管理者は登庁後速やかに代行者から事後の報告をさせるものとする。

(使用承認)

第十五条 庁用自動車等を使用しようとする場合は、次の区分に従って使用の承認申請を行うものとする。

一 集中管理車の使用

イ 集中管理車を使用する必要がある場合、使用職員の属する課の課長は、集中管理車の配車申請を管財課長に行うものとする。ただし、部長等が使用する場合は、主管課の課長とする。

ロ 前号イに基づく配車申請は別に定めるものとする。

ハ 管財課長は、配車申請の内容を審査し、相当と認めるときは、これを承認して、申請者に運行票(別記様式第三号)を交付するものとする。

二 特定車の使用

イ 特定車を使用する必要がある場合、使用職員又は利用運転職員は、庁用自動車等使用申請簿(別記様式第四号)を使用の前日までに、運行管理者に提出するものとする。ただし、この取扱いが適当でない特定車については、別に総務部長が定めるところによるものとする。

ロ 前号の手続きを行うことができない緊急の必要がある場合は、その都度、庁用自動車等使用申請簿によって運行管理者の承認を得るものとする。

ハ 運行管理者は、前号の申請を受けたときは、内容を審査し、相当と認めるときは、申請簿所定欄に承認の決裁を行うものとする。

(運転免許証の確認)

第十五条の二 庁用自動車等の運行に当たっては、次の各号に定める事項により運転免許証の確認を行うものとする。

一 専務運転職員は、毎年度四月一日(四月一日に勤務しない場合は直後の年度最初の勤務日)に、運行管理者に対して運転免許証の写しを提出するとともに、運転免許証の現物確認を受けるものとする。

二 前号に定める以外の運転職員は、各年度の最初の運転に係る、集中管理車(貸付車)にあっては配車申請の伺いに、特定車にあっては庁用自動車等使用申請に運転免許証の写しを添付の上、運転免許証の現物確認を受けるものとする。

三 運行管理者は、第一号及び第二号に規定する運転免許証の写しの提出があった時は、運転免許証の現物とともに記載内容を確認の上、確認結果を庁用自動車等運転免許証確認状況整理簿(別記様式第十六号)に記入して運転免許証の写しとともに保管す

るものとする。

四 運転職員は、運転免許証の更新等に伴う有効期限等の変更や、免許の停止又は取消し等その効力に変動が生じた場合には、その都度速やかに運転免許証の写し等関係書類を運行管理者に提出し、第一号及び第二号と同様の確認を受けるものとする。

(承認の変更)

第十六条 管財課長は、不時緊急の用務のため配車を必要とするときは、既に行った集中管理車の使用の承認を変更し、またこれを取消することがあるものとする。

(運行票の提出)

第十七条 集中管理車の使用職員は、第十五条第一号のハに規定する運行票を運転職員と確認の上運転職員に渡さなければならない。

(運行管理者等の心得)

第十八条 運行管理者及び使用職員は運転職員が過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがあると認められるときは、これに運転を下命し又は使用してはならない。また運転職員が第二十六条に規定する運転職員の遵守しなければならない事項に違反する運転をするとき、若しくはしようとするときは、これを制止し、又は注意しなければならない。

(使用時間の厳守)

第十九条 庁用自動車等の使用職員又は利用運転職員は、承認を受けた庁用自動車等の使用時間を厳守しなければならない。ただし、やむを得ない理由により承認時間を越えて使用する必要が生じたときは、適当な方法によって、運行管理者に使用時間の延長について承認を受けなければならない。

(燃料管理)

第二十条 庁用自動車等の燃料の管理については、運行管理者は、庁用自動車等燃料伝票(別記様式第五号)及び庁用自動車等燃料簿(別記様式第六号)によって、その受払いを明確にしなければならない。ただし、財務規則第二百九条の規定により、単価契約による購入を行うものについては、出納員又は物品取扱員は、同規則第二百七条の出納整理を省略するものとする。

(集中管理車に関する帳簿)

第二十一条 運行管理者たる管財課長は、別に掲げるものを除き、集中管理車の運行に関して、次に掲げる帳簿を備えて、事務を整理しなければならない。

- 一 集中管理車配車原簿(別記様式第七号)
- 二 庁用自動車等走行料数簿(別記様式第八号)

(兼務運転職員)

第二十二条 庁用自動車等を有する課又はかいで、専務運転職員の配置がない場合には、所属長は、総務部総務課長と協議して、所属職員(日々雇用又は非常勤の職員を含む。)中運転免許を有する職員に、文書によって庁用自動車等の運転を併せて行うことを命ずることができる。この場合所属長は、その職員の運転技術等について、運転を行わせることが適当であると認められる場合でなければ、これを命じてはならない。

(臨時運転職員)

第二十三条 運行管理者は、庁用自動車等の専務運転職員及び兼務運転職員がその職務に

従事できない場合、又は事務上やむを得ない都合がある場合には、これらの運転職員に代わって、運転免許を有する他の所属職員に、庁用自動車等の運転を臨時に下命することができる。この場合運行管理者は、その職員の運転技術等について、運転の下命をすることが適当であると認められた場合でなければ下命してはならない。

#### 第四章 運転職員の職務

(保管)

第二十四条 専務運転職員及び兼務運転職員は、財務規則第二百条の規定により、庁用自動車等について、保管の任に当たらなければならない。

共用の庁用自動車等については、同条の規定により共用物品の保管主任者として、物品出納通知者が指定した職員が、その保管の任に当たらなければならない。

(点検、整備)

第二十五条 前条に掲げる運転職員は、庁用自動車等について日々の点検及び整備を行わなければならない。これら職員が庁用自動車等の点検、整備を行うに当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- 一 庁用自動車等は、所定の車庫に必ず格納すること。この場合継続的に所定の車庫以外の場所に格納する必要があるときは、あらかじめ自動車等管理者の文書による承認を得て、別の場所に格納することができるものとする。(以下これらの格納場所を「車庫等」という。)
- 二 車庫等は、火災及び盗難等が発生しないように十分留意すること。
- 三 専務運転職員又は兼務運転職員は出勤した時及び臨時運転職員又は利用運転職員は庁用自動車等を使用する前に、道路運送車両法第四十七条の二に規定する日常点検を行い、異状の箇所を発見した時は、速やかに適当な措置を講ずること。
- 四 使用中の燃料については、常に正確にその量を把握し、使用の適正を期すること。
- 五 退庁するときは、庁用自動車等及び車庫等を点検し、これらの鍵を守衛又は当直者に引継ぐこと。退庁時に別途の取扱いを必要とするときにあつては、自動車等管理者の指定する取扱いによるものとする。
- 六 運転職員は、庁用自動車等の修理又は部品の購入を必要とするときは、庁用自動車等整備申請書(別記様式第九号)に車両台帳を添えて、自動車等管理者にその修理又は購入について申請すること。
- 七 運転職員は、部品の交換等により不用となったものがあるときは、庁用自動車等の修理又は部品購入の契約担当者これを提出して、部品の交換を明らかにすること。

(運転上の注意)

第二十六条 運転職員は、次の事項を遵守して運転に当たらなければならない。

- 一 運行管理者の命令又は承認を得ないで、庁用自動車等を運行又は使用しないこと。
- 二 交通関係法規の研究に努め、運転職員の義務を知悉し、事故の防止と法規に違反しない運転に最善をつくすこと。
- 三 運転開始前に運転する庁用自動車等の特徴及びハンドル・ブレーキその他の装置の整備状況を確認すること。
- 四 運転操作に支障を来すおそれのある履物を用いないこと。

五 燃料の補給に当たっては、第二十条に規定する庁用自動車等燃料伝票によって、運行管理者の承認を得て給油すること。

(運転報告)

第二十七条 特定車を運転したときは、運転職員は、運転日誌(別記様式第十号)に所要事項を記載し、運行管理者にこれを提出し決裁を受けなければならない。

2 集中管理車の運転職員は、運行票によって運行し、運行を完了したときは、当該運行票に復命事項を記入し、これを運行管理者たる管財課長に提出しなければならない。

(事故等の報告)

第二十八条 運転職員は、事故を起こした場合は、道路交通法に規定する交通事故の場合の措置及び必要とされる適宜な措置を講ずるとともに、運行管理者にその状況を速報し、応急の措置を了した後、速やかに自動車等事故報告書(別記様式第十一号)を運行管理者を經由して総務部総務課長に提出するとともに財務規則第二百三十五条の規定による事故報告を総務部長に行わなければならない。

2 運転職員は、別に定める重大な交通法規違反を犯した場合は、速やかに交通違反報告書(別記様式第十二号)を運行管理者を經由して総務部総務課長に提出しなければならない。

## 第五章 削除

第二十九条 削除

## 第六章 削除

第三十条から第三十八条まで削除

## 第七章 自家用自動車等の事故の取扱い

(事故の報告)

第三十九条 庁用自動車等以外の自動車等を公務外において運転し、事故を起こした場合は、道路交通法に規定する交通事故の場合の措置その他必要とされる措置を講ずるとともに、所属長にその状況を速報し応急の措置を終了した後、速やかに自動車等事故報告書(別記様式第十一号)を所属長を經由して総務部総務課長に提出しなければならない。

2 庁用自動車等以外の自動車等を公務外において運転し、別に定める重大な交通法規違反を犯した場合には、速やかに交通違反報告書(別記様式第十二号)を所属長を經由して総務部総務課長に提出しなければならない。

第四十条 削除

附 則

1 この要綱は、昭和四十一年五月二十日から適用する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

庁用自動車管理要綱(昭和二十九年四月二十八日付け監第一一九号通達)

出先機関用自動車および原動機付自転車管理要綱(昭和三十七年十月九日付け財第一三四号通達)

附則

この要綱は、昭和四十二年五月十五日から適用する。

附則

この要綱は、昭和四十二年十月一日から適用する。

附則

この要綱は、昭和五十七年四月一日から適用する。

附則

この要綱は、平成十三年四月一日から適用する。

附則

この要綱は、平成十五年二月十七日から適用する。

附則

この要綱は、平成十六年九月一日から適用する。

附則

この要綱は、平成二十一年四月一日から適用する。

## ○職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱

(平成 13 年 3 月 27 日決定)

改正 平成 15 年 2 月 17 日

### (趣 旨)

**第 1 条** この要綱は、職員が公務により旅行する際に、自家用自動車（自動二輪車及び原動機付き自転車を除く。以下同じ。）を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

### (自家用自動車の公務使用承認基準)

**第 2 条** 旅行命令権者は、職員の公務による旅行が次の各号のいずれかに該当する場合、自動車又は原動機付き自転車で県の所有するもの（以下「庁用自動車等」という。）の使用が困難であるときは、職員からの申出に基づき、第 4 条の規定により登録を受けた職員の自家用自動車の公務使用を承認することができるものとする。

- (1) 用務先が複数の地域にわたる場合
- (2) 交通不便な地域である場合
- (3) 緊急に業務を処理する必要がある場合
- (4) その他旅行命令権者がやむを得ないと認める場合

### (使用承認をすることができない場合)

**第 3 条** 前条の規定にかかわらず、旅行命令権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、職員の自家用自動車の公務使用を承認することができないものとする。

- (1) 当該職員が運転免許取得後 1 年未満である場合
- (2) 当該職員が、過去 1 年間において、その責に帰する交通事故を起こし、又は自動車運転に関し、罰金刑に処せられている場合
- (3) 当該職員の健康状態等により正常な運転に適さないと認められる場合

### (自家用自動車の登録)

**第 4 条** 職員が公務に使用する自家用自動車は、次の要件を満たすものとし、職員は、あらかじめ、公務に使用する自家用自動車登録申請書（様式 1）を所属長に提出し、使用する自家用自動車の登録を受けておかなければならないものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条に定める自動車（自動二輪を除く。）で、職員が通常使用しているもの
  - (2) 職員の運転が対象となる対人補償 1 億円以上及び対物補償 500 万円以上の任意保険に加入しているもの
- 2 職員は、自動車運転免許証又は自動車検査証の更新等、前項の登録事項に変更を生じた場合は、速やかに、公務に使用する自家用自動車登録事項変更届出書（様式 2）により

所属長に届出なければならないものとする。

なお、自動車運転免許の停止又は取消し等、運転免許の効力に変動が生じた場合についても、同様に届出なければならないものとする。

3 第 1 項において所属長は、職員が公務に使用しようとする自家用自動車为社会通念上当該公務のための旅行に適當でないとする場合は、登録を承認しないことができる。

(自家用自動車登録台帳の整備)

第 5 条 所属長は、登録した自家用自動車について、公務に使用する自家用自動車登録台帳(様式 3)を整備し、各所属に備え付けて置かなければならないものとする。

(自家用自動車への同乗による出張)

第 6 条 自家用自動車の公務使用を旅行命令権者が承認した職員と用務内容及び用務先等が同じである他の職員の旅行について、当該使用を承認した職員の自家用自動車に同乗して旅行することが業務遂行上やむを得ないと認められる場合は、当該同乗しようとする職員の申出に基づき、旅行命令権者は同乗による旅行を承認することができるものとする。

(自家用自動車の公務使用の申出)

第 7 条 第 4 条の規定により登録を受けた自家用自動車を公務に使用しようとする職員及び第 6 条の規定により同乗による旅行をしようとする職員は、その都度、旅行命令権者に申し出るものとする。

(自家用自動車の公務使用の承認)

第 8 条 旅行命令権者は、前条の規定により職員から申出があった場合は、第 2 条及び第 3 条に規定する使用承認基準等に基づき、承認するものとする。

2 前項の規定により承認する場合は、旅行命令権者は、交通事故防止等運転上の安全配慮を指示したうえで、旅行命令簿により、自家用自動車を使用して旅行する旨命令するものとする。

(自動車運転免許証の確認)

第 8 条の 2 旅行命令権者は、毎年度、最初に、第 8 条第 2 項で規定する自家用自動車による旅行を命令する場合には、運転免許証の現物確認を行うものとする。

なお、運転免許の効力に変動が生じ、第 4 条第 2 項に規定する変更届出後、最初に旅行を命令する場合についても、同様に運転免許証の現物確認を行うものとする。

(旅 費)

第 9 条 自家用自動車の公務使用による旅行の旅費については、職員の旅費に関する条例(昭和 29 年条例第 7 号)の定めるところによる。

(交通事故・交通違反の報告等)

第 10 条 自家用自動車の公務使用の承認を受けた職員が、自家用自動車を公務使用中に事故を起こしたときは、道路交通法第 72 条第 1 項の規定により直ちに運転を停止して負傷者の救護、道路における危険防止および警察署への報告等必要な措置を講ずるとともに、「庁用自動車等の管理および運転関係職員の服務等に関する要綱(昭和 41 年 5



月 20 日適用)」(以下、「庁用車要綱」という。)第 28 条第 1 項の規定により、速やかに事故報告書を所属長を経由して総務部総務課長に提出しなければならない。

- 2 前項の事故において損害等を生じた場合には、千葉県損害賠償事務処理要綱第 3 条の規定により、所属長は文書課長に報告するとともに所属長の責任において事故の相手方との事故処理を行うものとする。
- 3 自家用自動車を公務使用中に、別に定める重大な交通法令違反を犯したときは、庁用車要綱第 28 条第 2 項の規定により、速やかに違反報告書を所属長を経由して総務部総務課長に提出しなければならない。

#### (損害賠償)

**第 1 1 条** 自家用自動車の公務使用の承認を受けた職員が、自家用自動車を公務使用中に事故を起こし、事故の相手方又は第三者に損害を与えた場合において、その賠償額が自動車損害賠償保障法に基づく強制保険及び任意保険の保険金額を超えるときは、県はその超える額を負担するものとする。

ただし、当該職員に故意又は重大な過失があったときは、県は当該職員に対して求償権を行使するものとする。

2 自家用自動車の公務使用の承認を受けた職員が、自家用自動車を公務使用中に事故を起こし、自己の車両に損害を負った場合において、事故の相手方からの賠償額や当該職員の任意保険からの保険金額が車両の損害額に満たない場合は、県はその満たない額を負担するものとする。

ただし、当該職員に故意又は重大な過失があったときは、県は車両に係わる損害額の一部を負担しないものとする。

3 職員が自家用自動車の公務使用の承認を受けずに自家用自動車を公務に使用し、事故を起こした場合は、県はその責任を一切負わないものとする。

#### (その他)

**第 1 2 条** この要綱に定めるもののほか、職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱いに関し必要な事項は、総務部総務課長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 17 日から施行する。

# 平成 26 年度千葉県公用車のエコカー導入方針

平成 26 年 3 月 26 日  
環 境 生 活 部

## 1 背 景

近年、大気汚染の改善及び地球温暖化防止対策として、低公害かつ低燃費な自動車（エコカー）の普及が求められており、国においても、自動車グリーン税制及び環境対応車普及促進税制（エコカー減税）により、エコカー普及のために税制優遇措置などの対策が講じられている。

また、九都県市においても、地球温暖化対策に配慮しつつ、低公害車の普及拡大を図るため、平成 8 年に施行した「九都県市低公害車指定指針」に基づき、指定低公害車を定めるなど取組みを進めている。

そこで、県でも公用車の導入に際し、環境配慮物品調達方針の判断基準を明確にし、より環境性能に優れた自動車を率先して導入する必要がある。

## 2 導入方針

公用車の導入に際しては、できる限り低公害かつ低燃費な車種の選定に努めることとし、具体的には、九都県市低公害車指定指針で定める「九都県市指定平成 21 年基準超低公害車」とするが、ない場合は国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が適用される環境性能（低公害、低燃費）を有する車種とする。

## 3 選定に係る考慮事項

車種の選定にあたっては次のとおりとする。

- (1) 「公用車への電気自動車等率先導入計画」を踏まえ、電気自動車等の次世代自動車の優先的な導入を検討する。
- (2) 使用目的を踏まえ、できるだけ小型の自動車とし、車両の大きさ、エンジンの排気量を選定する。  
なお、一般的に小型（排気量の小さい）の自動車は燃料使用量が少ないことから、車種の選定に当たっては最大でも 1,500cc 未満の車種を選定し、可能であればリッターカー（1,000cc 前後）及び軽自動車を選定するのが望ましい。
- (3) 自動車の更新に当たっては、現在使用中の自動車より小型の自動車に代替可能か検討する。
- (4) 改造車については、原則、ベース自動車をエコカーとする。  
なお、ベース自動車の環境性能が不明な場合は、大気保全課と協議する。

## 1 九都県市平成 21 年基準 超低公害車

以下に示す自動車のことをいう。

- ・ 電気自動車
- ・ 燃料電池自動車
- ・ 以下の表の基準を満たす自動車

区分		排出ガス基準	燃費基準
車両総重量 3.5t 以下	ガソリン (ハイブリッド自動車を含む)	平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル*	平成 27 年度 燃費基準***
	ディーゼル	平成 21 年基準超低公害車 排出ガス基準**	
車両総重量 3.5t を超える		平成 21 年基準超低公害車 排出ガス基準**	

\* : 「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）」に基づく。

\*\* : 九都県市低公害車指定指針 別表 1 「九都県市指定基準（平成21年基準）」で規定。

\*\*\* : 「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）」に基づく。

## 2 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成26年2月閣議決定）

以下に示す自動車のことをいう。

- ・ 電気自動車
- ・ 天然ガス自動車
- ・ ハイブリッド自動車
- ・ プラグインハイブリッド自動車
- ・ 燃料電池自動車
- ・ 水素自動車
- ・ クリーンディーゼル自動車（乗車定員10人以下の乗用の用に供する自動車に限る。）
- ・ 以下の表の基準を満たす自動車

区分			排出ガス基準	燃費基準
乗用車	乗用車	ガソリン	平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル	平成 27 年度 燃費基準
		ディーゼル	なし****	
		LP ガス	平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル	平成 22 年度 燃費基準
	小型バス	ガソリン	平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル	平成 27 年度 燃費基準
		ディーゼル		なし
		LP ガス	平成 17 年基準排出ガス	なし
貨物車	小型貨物車	ガソリン	50%低減レベル	平成 27 年度 燃費基準
		ディーゼル	なし	
		LP ガス	平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベル	平成 27 年度 燃費基準程度
重量車	路線バス 一般バス	ガソリン	なし	平成 27 年度 燃費基準
		ディーゼル		
		LP ガス		
	トラック等	ガソリン		
		ディーゼル		
		LP ガス		
	トラクタ	ガソリン		
		ディーゼル		
		LP ガス		

\*\*\*\* : ディーゼル自動車は、ポスト新長期規制（平成21年排出ガス規制）に適合した車以外は車両登録できないことから、排出ガス基準は設定していない。